

調 査 報 告 書

令和7年5月28日

野田市いじめ問題再調査委員会

第1章 再調査委員会の設置と活動経過	1
1. 第三者委員会による調査	1
2. 調査結果に係る所見書の提出	1
3. 再調査委員会の設置	2
4. 再調査委員会の委員構成	2
5. 再調査委員会の所掌事務	3
6. 再調査委員会における調査の方針	4
7. 再調査委員会における会議及び調査の経過	4
第2章 本事案発生当時の当該校及びA並びに本事案発生までの経緯について	8
1. 事案発生当時の当該校について	8
2. Aに関すること	9
3. 本事案発生までの経緯	11
第3章 本事案における「いじめ」の事実認定	17
1. 使用した資料と資料の信頼性の吟味	17
2. 情報の信ぴょう性の吟味	17
3. 再調査委員会による「SOS」メッセージに対する評価	17
4. いじめの定義	21
5. 心身の苦痛を感じる行為	21
第4章 自死との因果関係についての考察	26
1. 自死との因果関係についての基本的な考え方	26
2. 自死に至る過程	26
3. Aの自死の因果関係についての考察	28
4. その他Aの自死に作用したと考えられる背景について	29
5. 第三者委員会の結論と再調査委員会の結論が異なるものとなったことについて ...	31
補足資料 自殺の危機因子と保護因子についての解説	33
第5章 Aが自死するに至るまでの当該校の対応と課題	37
1. 当該校の指導体制	37
2. 当該学級の学級運営について	39
3. 当該校のいじめ対策	44
4. 当該校の自殺予防対策	49
第6章 自死後の当該校及び市教育委員会の対応と課題	53
1. 学校における重大事態の判断と初期対応	53
2. 重大事態の背景調査の実施	56
3. 調査結果を踏まえた対応	59
第7章 再発防止に向けての提言	61
まとめにかえて	69

第1章 再調査委員会の設置と活動経過

1. 第三者委員会による調査

令和元年7月13日、当時[REDACTED]小学校（以下「当該校」と記す。）6年生の男子児童A（以下「A」と記す。）が、午前中の土曜授業（「きめ細かで、質の高い指導を行い、市内全ての児童生徒に均等な学習機会を提供する」ことを主な目的とし、野田市内の小中学校において年間11回（月1回程度）行われる土曜日の午前中の授業をいう。以下同じ。）を終え、学校から帰宅した後、自宅で自ら命を絶つという事案（以下「本事案」と記す。）が発生した。

野田市教育委員会（以下「教育委員会」と記す。）は、本事案がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」と記す。）第28条第1項の規定によるいじめの重大事態に該当すると判断し、「野田市いじめ問題対策委員会」（以下「第三者委員会」と記す。）に対し、本事案に係る調査について諮問した。

第三者委員会は、委員5名（大学教授2名、弁護士1名、精神科医1名、公認心理師1名）で構成され、令和元年7月30日開催の第1回の会議以降、全17回、委員が会としての協議や関係者への聞き取り調査を行い、令和3年2月8日に教育委員会に対して調査報告書を提出した。

教育委員会は、これを野田市長（以下「市長」と記す。）に報告した。

2. 調査結果に係る所見書の提出

Aの両親は、令和3年3月31日、調査報告書について、必要な調査が尽くされておらず、内容は、いじめ被害に関する基本的な問題意識を欠くものであるなどとして、法第30条第2項の規定に基づく再調査を求める所見書を市長に提出した。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2・3 (略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 (略)

3. 再調査委員会の設置

市長は、調査報告書及び所見書の提出を受けて、令和3年4月21日、第三者委員会の調査結果に係る法第30条第2項の規定による再調査を行うことを決定し、再調査を行うための附属機関（以下「再調査委員会」と記す。）を設置することとした。

4. 再調査委員会の委員構成

再調査委員会は委員5名により構成され、5名全員がそれぞれ所属する職能団体又は大学からの推薦により選任された。再調査委員会の委員構成については、野田市いじめ問題再調査委員会条例（令和3年野田市条例第28号。以下「条例」と記す。）第4条第1項各号において、医師、弁護士及び学識経験者により構成することが定められている。

○ 野田市いじめ問題再調査委員会条例（令和3年野田市条例第28号）

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者

2 (略)

この規定に基づき選任された再調査委員会の委員は次のとおりである。

区分	氏名	所属団体等	役職
学識経験者	濱口 佳和	国立大学法人筑波大学人間系	委員長
弁護士	田村 誠志	千葉県弁護士会京葉支部	委員長職務代理者
医師	細井 尚人	公益社団法人千葉県医師会	
弁護士	長浜 有平	千葉県弁護士会松戸支部	
学識経験者	難波江 玲子	一般社団法人千葉県公認心理師協会	

5. 再調査委員会の所掌事務

再調査委員会の所掌事務については、条例第2条に規定するとおり、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による第三者委員会の調査の結果について調査審議し、答申することであり、市長の諮問の内容については次のとおりである。

諮問理由

令和元年7月13日に野田市立小学校の児童が自死するという痛ましい事態が発生しました。

このことについては、野田市いじめ問題対策委員会によりいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査が行われ、調査に係る報告書の中では、いじめの事実は認定したものの、いじめが自殺の主たる要因とは判断できなかったと記載されていましたが、判断できなかった理由が具体的に記載されていません。

以上の状況に鑑み、同法第30条第2項の規定による調査を行っていただくよう諮問するものです。

なお、当該調査に当たっては、同法並びにいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月改定）及びいじめの重大事態に関するガイドライン（平成29年3月文科科学省）に従い、下記の事項については、重点的に調査していただきますようお願いいたします。

記

- 1 当該児童に対するいじめの事実を調査すること。
- 2 上記1において認定されたいじめと、当該児童の自死との関連性を調査すること。

と。

- 3 当該児童が自死するに至るまでの当該校の対応並びに自死した後の当該校及び市教育委員会の重大事態に対する対応を調査し、課題を検証すること。
- 4 上記の結果を踏まえ、今後のいじめ防止に向けた提言を行うこと。
- 5 当該調査の結果についての報告書を作成すること。

以上

6. 再調査委員会における調査の方針

再調査委員会は調査を行うに当たり、法、いじめ防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）（以下「国ガイドライン」と記す。）及び子供の自殺が起きたときの背景調査の指針を遵守した上で、諮問事項に答申することを調査の目的とし、調査の手法については、第三者委員会において収集している資料や得られている証言を検証し、必要な範囲で対象者を絞った上で面接調査を行い、情報を収集することとした。

また、再調査委員会の事務局については、野田市総務部総務課の職員3名により構成し、事務局では主に会議録の作成並びに会議の日程・会場の調整、調査対象者の対応及び資料収集等の事務を担当した。もっとも、国ガイドラインに示されているとおり、再調査委員会は公平性・中立性を担保した上で調査を行うことを重視し、事務局を面接調査へ同席させることはなかった。

7. 再調査委員会における会議及び調査の経過

本委員会は全26回の会議及び全12回の関係者への面接調査を行った。会議等の実施日及び内容は次のとおりである。

	会議等の実施日	内 容
第1回会議	令和3年11月25日	・ 委員長の選任 ・ 委員長職務代理者の指名 ・ 諮問 ・ 委員会の今後の進め方について
第2回会議	令和3年12月24日	・ 遺族、関係者及びマスコミへの報告及び情報提供について ・ 本事案のいじめから自死に至る過程についての仮説の検討 ・ 今後の聴き取り調査の方針と計画について

		・遺族との面談とその後の聴き取りに対する対応
第3回会議	令和4年 2月 7日	・関係者への聴き取り調査について
第4回会議	令和4年 3月 4日	・国ガイドラインに基づく遺族への調査事項等の説明について ・遺族から提出のあった確認事項への回答案の確認について ・関係者への聴き取り調査について
第1回調査	令和4年 3月25日	・事案発生当時、当該校6学年に在籍していた生徒への聴き取り調査①（2名）
第2回調査	令和4年 3月28日	・事案発生当時、当該校6学年に在籍していた生徒への聴き取り調査②（4名）
第3回調査	令和4年 3月31日	・事案発生当時、当該校6学年に在籍していた生徒への聴き取り調査③（1名）
第5回会議	令和4年 4月15日	・生徒への聴き取り調査の振り返り及び今後の課題について
第6回会議	令和4年 5月23日	・遺族への聴き取り調査について ・生徒への追加調査について
第4回調査	令和4年 6月30日	・遺族への聴き取り調査（第1回）
第7回会議	令和4年 7月14日	・第1回遺族面談の振り返りと第2回面談への対応 ・生徒への追加調査について ・教員・教育委員会への調査について
第5回調査	令和4年 7月29日	・遺族への聴き取り調査（第2回）
第8回会議	令和4年 7月29日	・生徒への調査依頼について ・生徒再調査の内容について ・生徒新規調査の内容について ・教員への調査の内容について
第6回調査	令和4年 8月 8日	・事案発生当時、当該校の教員であった者への聴き取り調査①（1名）
第7回調査	令和4年 8月10日	・事案発生当時、当該校6学年に在籍していた生徒への聴き取り調査④

		(2名) ・事案発生当時、当該校の教員であった者への聴き取り調査②(1名)
第8回調査	令和4年 8月15日	・事案発生当時、当該校6学年に在籍していた生徒への聴き取り調査⑤(2名)
第9回会議	令和4年 9月 8日	・第2回遺族面談の振り返り ・生徒再調査の結果について ・生徒新規調査の結果について ・教員調査の内容について ・校長・教頭への質問項目について ・担任教員への質問項目について ・今後の調査対象者について
第9回調査	令和4年 9月13日	・事案発生当時、当該校の教員であった者への聴き取り調査③(2名)
第10回調査	令和4年 9月21日	・事案発生当時、当該校の教員であった者への聴き取り調査④(1名)
第10回会議	令和4年 9月28日	・第三者委員会の報告書・資料と再調査委員会が得た新たな情報の扱いについて ・追加調査事項の検証 ・Aの心理的变化について
第11回会議	令和4年11月 7日	・報告書草稿の検討(第2章及び第3章) ・報告書第4章(骨子)の検討
第12回会議	令和5年 1月 6日	・生徒新規調査の内容について ・再調査報告書 第1章から第4章までの記載内容に係る審議
第11回調査	令和5年 1月12日	・事案発生当時、当該校6学年に在籍していた生徒への聴き取り調査⑥(1名)
第13回会議	令和5年 2月27日	・生徒新規調査の結果について ・再調査報告書 第4章の記載内容に係る審議
第14回会議	令和5年 3月30日	・再調査報告書 第4章の記載内容に

		係る審議
第15回会議	令和5年 5月 2日	・再調査報告書 第3章及び第4章の記載内容に係る審議
第16回会議	令和5年 6月 2日	・再調査報告書 第3章から第7章までの記載内容に係る審議
第17回会議	令和5年 6月28日	・再調査報告書 第5章から第7章までの記載内容に係る審議
第18回会議	令和5年 7月19日	・再調査報告書 第5章から第7章までの記載内容に係る審議
第19回会議	令和5年 8月15日	・再調査報告書 第5章及び第7章の記載内容に係る審議 ・当該校の教員への聴き取り調査での質問項目について
第12回調査	令和5年 8月21日	・現在、当該校の教員である者への聴き取り調査（3名）
第20回会議	令和5年 8月30日	・教員調査の結果について ・再調査報告書 第5章から第7章までの記載内容に係る審議
第21回会議	令和5年10月 3日	・再調査報告書 第5章から第7章までの記載内容に係る審議 ・再調査報告書 第1章から第4章までの記載内容に係る確認
第22回会議	令和5年11月22日	・再調査報告書全体を通しての修正点の確認
第23回会議	令和5年12月21日	・再調査報告書全体を通しての修正点の確認
第24回会議	令和6年 2月15日	・再調査報告書及び公表内容の決定
第25回会議	令和6年 7月10日	・再調査報告書及び公表内容の再検討
第26回会議	令和7年 5月28日	・再調査報告書の決定 ・答申

第2章 本事案発生当時の当該校及びA並びに本事案発生までの経緯について

1. 事案発生当時の当該校について

(1) 当該校の沿革

調査対象となった当該校は野田市[]地区の中心的な公立小学校である。[]を起源とし、[]となつて、現在に至っている。野田市に現存する公立小学校の中で、[]小学校のひとつで、[]記念行事が行われた。野田市の[]小学校の中で[]小学校であり、[]における児童の活躍が目覚ましい。

(2) 本事案発生当時の当該校の状況

令和元年度の本事案発生当時の全校児童数は[]名（男子児童[]名、女子児童[]名）で、通常学級は[]学級、特別支援学級[]学級で、合計[]学級であった。また被害者児童であるAが在籍していた第6学年は、6年[]組[]名、[]組[]名、[]組[]名、[]組[]名、特別支援学級[]名の合計[]名であった。当時の校長は、市内の別の小学校1校で[]年間校長職として勤務した後、[]に当該校に着任し、本事案の発生時は当該校の勤務[]を迎えていた（[]）。当時の教頭は、他市の小学校で[]年間教頭として勤務した後[]に当該校に着任し、本事案発生時は[]年目を迎えていた（[]）。本事案の発生した第6学年教員は、[]組担任教員（[]）、[]組担任教員（[]）、[]組担任教員（[]）、[]組担任教員（[]）の[]で構成されていた。本事案が発生した6年[]組の学級担任教員（以下「T1」と記す。）は、他市の小学校で[]年間勤務した後、平成30年度から当該校で5年生担任として勤務し、翌令和元年度は6年[]組の担任となった。当該学年は、5年生から6年生に進級する際、学級編成替えを行っている。5年生担任から持ち上がって6年生担任になった教員は、T1のほかには6年[]組の担任教員（以下「T2」と記す。）だけであった。T2は、Aが5年生の時に学級担任をしていた。

再調査委員会の聴き取りにおいて、当時の校長・教頭や教員が語った当該校、第6学年教員団、Aの学級担任についての印象は以下のとおりであった。当時の当該校は、家庭や地域との連携が密接で、児童数が多く活気があり、クラブ活動の盛んな小学校であった。第6学年の教員団は、年齢的には若い、どの教員も熱心に教育活動を行

っており、比較的年長で講師からの経験が豊かな学年主任を中心に、チームワーク良く運営されていた。T1は、熱心で、経験も豊富で、信頼のおける教員であった。再調査委員会の聴き取りに協力した児童の多くは、当時の6年■組の印象を、明るく、楽しい、男女間の仲の良い学級と述べている。T1は当時の6年■組について、素直な児童が多く、男女間の仲も良好で、自身の教員経験の中で最も学級経営のしやすかった学級と述べている。また、教員から一方的に指示を与え、児童が従うということではなく、児童らも意見を言うし、規律を守って「メリハリ」よく行動できる学級として認識していた。当時の6年■組児童らのT1についての印象は、明るく、優しく、よく児童らを笑わせてくれる、あまり叱ることをしない教員というもので、受持ちの児童らには概ね好意的に受け入れられたようであった。

上記のように、当該校の管理職、T1、そして当該学級の児童らが上記のように認識している状況下で本事案は発生した。再調査委員会では、本事案の発生に関連して、当時の当該校の指導体制、いじめ対策、自殺予防対策、当該学級の運営等についてと、本事案発生後の当該校の対応について、関係のある教職員や児童らから詳細な聴き取り、教育委員会への書面での問合せ等による調査を行った。本事案の発生に関わる学校側の要因の調査の結果と、見いだされた諸課題については第5章において、事案発生後の当該校の対応とその課題については第6章において、それぞれ詳細に論じる。

2. Aに関すること

(1) 家族構成

Aの家族は、父、母、■の5人家族であった。令和元年度当時、■、■、■であった。

(2) Aの乳幼児期

Aは■で、母親には既に■の育児経験もあったこと、Aがおとなしく手が掛からない子どもであったことから、母親はAの子育てに特に不安や困難を感じることはなかった。Aが1歳2か月の時、■が誕生したが、Aは特に赤ちゃん返りするような様子もなかった。2～3歳の頃、第1反抗期の自己主張はあまり見られず、Aに基本的生活習慣の習得をさせるのに特に母親が苦労したこともなかった。Aは幼児期からおとなしく、大人を困らせないように振る舞う子どもだった。Aは■と仲良く遊び、■と2人で■の世話をよく焼いていた。よく一緒に歌を歌うなど、きょうだい仲は良好だった。幼稚園でもAは優しい子どもと見られ、他児から好かれていた。年長の頃には、あまり無駄なことは話さなかったが、物事を説明することは上手で、■に何かを言葉で説明することはよく見受けられたという。本も好きで、公民館などから昆虫図鑑などを借りて読んでいた。

(3) Aの児童期

小学校入学後も、Aは変わらず優しく、仲間外れにされて孤立した児童と一緒にいたり、親を亡くした友人に寄り添い、友人が好む話題をインターネットで調べて話すなどしていた。学校の仲間達からは、おとなしめで目立った感じではなく、自己主張するタイプではないが、明るい、優しい、気遣いができる、おもしろい、話すと楽しいなどと受け止められ、男女を問わず好かれていた。決して恨みを買うタイプではないとも認知されていた。Aには、普段からよく一緒に遊び、登下校を共にする親しい友人達もいた。小学校で担任をした教員達も、Aは物静かで、穏やかで、優しく、朗らかだが、目立つことを避けたがり、教員から声を掛けないと困ったことも伝えてこない児童だったと述べている。また、Aは委員会活動や係活動に熱心にまじめに取り組む児童であったが、両親や親しい友人には、同じ委員会や係の中で活動をさぼる仲間に対して「仕事を押し付けられた」と不満をこぼしていた。また、両親によると、Aは正義感が強く、曲がったことは大嫌い、嘘はつかない子どもで、近所の人々には「おはようございます」としっかり挨拶できる子どもとして見られていたという。その一方で、仲間に「やめて」と言ったり、文句を言ったり、断ったりすることは難しく、押しの強い子どもに言われると、対応できない面もあった。両親によれば、「小さい子ども、お年寄り、女の子には、親切に優しくするよう」育ててきたため、このような傾向が強かったという。

(4) Aの学力

学業については、低学年時からAの学習に取り組む姿勢はまじめであった。毎日きちんと宿題はやり、夏休みの宿題なども、積極的に取り組んで早めに終わらせようとしていた。しかし、学力的には苦戦しており、特に高学年になってからは、主に算数と国語で成績の低さが目立った。Aの残した学習ノートには、間違いを消しゴムで書き直した箇所が多かった。前の学年で身に付けていなければならない事柄が定着していないために、新しく学習することが入っていかない現状もあった。漢字の読み書きにも課題があり、新しい漢字の練習が苦手で、読みも必ずしも「流ちょう」というわけではなかった。その一方で、国語や道德のノートに書かれていたことから、作品を読んで自分なりの感想を持ったり、自分の身に引き付けて考えることはできていた。算数は特に割り算・掛け算が十分定着していなかった。教員の立場では、授業中意識して支援する必要がある児童のうちの一人ではあった。しかし、Aは生活面では心配がないので、両親が特別支援の必要を申し出たことはなかった。Aの学力の現状については、Aの両親は必ずしも問題視しておらず、小学校の教員達の意識とはややズレがあった。A自身が学力の問題をどのように感じていたかは定かではないが、両親、親しい友人、学級担任教員いずれも、Aが学力で悩んでいたと認識はしていない。

3. 本事業発生までの経緯

(1) 5年次の同学年児童からの被害経験について

Aについて、4年次まではいじめ被害に関する情報は、学校・両親双方から特に寄せられていない。平成30年4月、Aは5年■組に編成された。学級担任は入職5年目の若手の教員であった。

① 同級生からの被害経験

両親の訴えによると、5年次の秋頃、Aは特定の同級生（H）から、ランチマットを無断で使用される、Aが配膳台に座っていたという虚偽の情報を教員に伝えられる、暴言を吐かれるといった行為をされたことを、Aにしては珍しく怒りをあらわにして両親に対して訴えたという。母親は、HのAに対する行為について、5年次担任教員（T2）に伝え、Hへの指導を求めたというが、T2はAの母親からそのような話を聞いた記憶はないと言っている。両親によるこれらのAの訴えの内、暴言についてはA以外の他の児童らの訴えからT2の知るところとなった。T2はAに被害の事実を確認した後、その行為を行ったHに「人との接し方や言葉遣い」について指導する一方で、Aに対しては「今後困ったことがあったら言ってほしい」と伝えた。その後T2がAに「最近どう？」と声掛けをしたが、Aからは「特に大丈夫です」という返事があり、この件についてはこれ以上の報告はなかった。

② 他学級児童からの被害経験

冬に行われた当該年度2回目のいじめアンケートから、Aが他学級の児童（I）から傘でつつかれる嫌がらせを受けているという目撃情報が得られ、行為を行ったとされるIの担任教員が当該児童を指導しようとした。しかし、Iから行為をかたくなに否認されたため、Iの担任教員はそれ以上の指導はできず、T2にその旨を伝えた。T2はAから話を聞き、何かあったら言うようAに伝えた。この件について、それ以上の被害の報告はその後AからもA以外の児童からも寄せられなかったことから、その後終息したものと判断された。なお、この件について、学校からAの両親に特段の連絡はなく、Aが被害を受けたことについてAの両親は知らなかった。

③ 5年次の被害に対するAと5年次担任教員の対応

H及びIは、A以外の多くの児童に同様のことを行っており、特にAだけが対象にされたことはなかった。しかし、これらの児童の行為に対して、Aは仕返しをしたり、やめるよう強く言うこともなく、A自身が教員に被害を直接訴えることもなかった。6年次に学級編成を行った際、T2はAに対して嫌なことを行った上記2名の児童を、Aと同じ学級にしないよう意見し、実際にAはこの2人とは違う学級になった。

(2) 6年次

① 進級当初

平成31年4月、Aは6年■組に編成された。学級担任教員は入職6年目の若手教員（T1）で、5年次からこの学年を担当していたが、Aの学級担任となるのはこの年度が初めてであった。5年次のAの学級担任であったT2は6年■組の学級担任となった。両親によると、Aは進級当時、6年次の目標を自ら立てて新しい年度を迎えていたという。

② 5月29日の担任教員との面談

後述する7月4日に実施予定のいじめアンケート調査の前に、当該校では、慣例上、学級担任教員が児童一人一人に対して面談を行うこととなっていた。これは、アンケートに書面で回答するだけでは児童が言いづらいこともあるかもしれないという考えの下で採られている方法とのことである。Aとの面談は5月29日に実施したが、短時間の簡単なもので、Aは学級担任教員（T1）からの「このクラスで困っていることはないか」という質問に対して「特にありません」と、「今は楽しくできているのかな」という質問に対しては「はい」と答えた。

③ 6年■組の特徴

T1によると当時の6年■組は、入職以来担当した学級の中で最も学級経営をしやすい学級で、児童同士仲が良く、仲良しグループ同士の関係も良好で、男女間の仲も良かったという。また、素直な児童が多く、教員から児童に一方的に指示をするとか、児童が教員の言うことを聞かずに好き勝手に振る舞うということもない「バランスのよく取れている」学級だったという。児童達からも、仲の良い楽しい学級という印象が語られていた。

④ 3回目の席替え

6月上旬に、3回目の席替えとそれに伴う生活班の編成替えが行われた。6学年では、1学級で■班を構成すること、この班が7月に予定されている修学旅行における自由行動のグループになること、以上2点の申合せがなされていた。T1は、児童らに今回の班で修学旅行での自由行動を行うことを伝えた上で、担任のT1が班編成を行った。T1は、班の構成を、男女2名ずつ4人1組とした。当時の慣例に倣い、授業中の座席は男女で隣り合わせて机を付けさせ、給食時は向かい合わせて4人1組の島にして食事をするよう指導していた。Aの班はほかに、B、C、Dがいた。T1は、Bに支援が必要と判断し、面倒見の良い班長のCとペアにし、Cと仲の良いAを同じ班にして、主張性の高いDをこれに加えた。Dには学級内に気の合う友人が複数いたが、この班内にはそれらの友人は含まれていなかった。DとAとは幼稚園・小学校と同じで、この班の最初の時点では関係は悪くはなかった。

⑤ 6月上旬から7月上旬にかけてのAとDの関係の変化

席替え当初は特に問題なく過ごし、AとDは他愛もないことを楽しく話し、仲良くやっていた。しかし、そのことで複数の男子児童の間から「つき合ってるんじゃない

ないか」、「ベストカップル」などと冷やかされていることをDが知り、Dはそうした噂を立てられたことが嫌でAと距離を置こうとして、Aを無視するようになった。学級の児童によると、「DとAがつき合っている」といった噂は、座席の近い児童らを中心にある程度の数の児童らの間に広まっていたようである。また、この時期に、■組の男子で下ネタを言い合ってふざけることがあったが、Aが思い出し笑いをしているのをDが見て、その理由を尋ねたところ、「下ネタ」（男性器の俗称）をAが言ったという出来事があった。この出来事によりDはAに対して嫌悪感を覚えた。以上の2つの出来事をきっかけに、DとAとの関係が悪化していった。この間、Aが亡くなる7月13日まで、Dは、隣席のAから机を離す、給食時にAとCが嫌いだと言う、給食時に班の3人から一人だけ席を離して食べる、授業中にAがDのノートをチラと見たために、見られないように教科書で壁を作る、Aの落とした鉛筆やプリントを投げるように渡すといった行為を行った。なお、T1はDがAから座席を離していたことについては気付いて「座席を付けるよう」指導をしたり、給食の時に一人だけ席を離して食事をしているのを見とがめ、皆と机を付けて食事をするよう指導したが、それ以外にAがDから受けた行為は知らなかったと言う。AはDに対して直接やめるよう言ったことはなく、A自身も、DのAに対する行動を知っていた児童も、AがDからされていることについてT1に伝えることはなかった。なおこの間、同じ班のある児童から、なぜAに対してそのようなことをするのか尋ねた際、Dは「Aが弱いから」と答えている。また、Dは同じ学級の他の班にいる複数の仲の良い児童に対して、「Aはバカで貧乏」等の陰口を言っていた。なお、Aの両親によるとこの頃Aは「おならをした」という嘘情報をDに流された両親に訴えていたという。また、Aとごく親しい友人は、この頃Aが、鉛筆を貸すと芯を折られて返されるとA自身が言うのを聞いたという。

6月27日1時限目に、T1が千葉県から送付されたスライド（「じぶんをたいせつにしよう」全20枚）を使用し、「SOSの出し方授業」を実施した。ここでは「ストレス」の内容やその有害さ、解消法、一人で解消できない場合大人を頼ること、仲間が悩んでいたら声を掛け、話を聞き、大人につなぐこと、相談窓口の連絡先などが紹介された。Aもこの授業を受けていた。

7月4日に全校一斉のいじめアンケート調査が実施された。校長が全校放送でアンケートの説明文を伝え、その後6年■組ではT1が「安心して書いてください」と回答を促した。学級の児童は静粛を保ち、真剣に回答した。アンケート用紙は児童が2つ折りにしてT1が直接回収した。Aは、「今いじめられていると感じているか」に対して「いいえ」、「今までにいじめを見たり聞いたりしたことがあるか」に対して「いいえ」と回答していた。アンケートに当たって、児童に対していじめの定義は説明されていなかった。アンケートは当日放課後、T1が内容を確認したが、6年■組の児童の回答の中にはAがいじめられているという情報はなかった。

6 学年の他学級にいた A と親しい友人の回答には、他の児童のいじめについて、6 月下旬に聞いたとする回答があったが、それが A のことであるとは書かれていなかった。

7 月 5 日から 6 日にかけて、6 年生全体で栃木県日光市へ修学旅行に行った。バスの席決めは「学級の座席どおり、男女隣同士でよい」と班長の児童が T 1 に話した。T 1 が念を押すが「それでいい」と回答し、ほかの班員も首肯していた。班での自由行動では、4 人でまとまって行動するところを、D だけが 1 人で先に行ってしまう、仲の良い友人と一緒に話しながら歩くなどした。A は D が一人で勝手に行ってしまったことに憤っていた。A は修学旅行後、修学旅行は楽しかったが、D の行動のため好きなどころに回れず残念だったと両親にこぼしていた。A の両親は、修学旅行時に撮影された A の写真を見て、A が自死した後に振り返って考えれば、無理に笑顔を取り繕っているという印象を抱いたという。

⑥ 6 月上旬から 7 月上旬にかけての A の言動の変化

両親によればこの間、家庭での A の言動にこれまでとは違う変化が生じていたという。6 月になって班替えが行われた後、A は母親に対して D に机を離された、教科書で壁を作られた、プリントを投げられたと被害を訴えるようになったという。また、A は朝なかなか起床できなかつたり、うなされたりするようになった。A は 7 月に入る頃には食欲が落ち、朝晩のご飯を残すことが多くなった。こぼすことも多くなり、食べている時にぽとぽと落とし、食べ終わった後テーブルの周りは食物がたくさんこぼれていたという。きれいに食べる子だったのに、それまでの A とは様子が違っていたことを両親は後に想起している。また、7 月初旬には、両親に対して「自分が死んだらどうするか」と尋ねる等死に関する発言も見られるようになった。両親は「死んだら困る」、「長生きしてほしい」と答えた。なぜそんなことを言うのか不審に思ったが、A が深刻な様子も見せずに尋ねるので、両親もあまり重く受け止めていなかったという。

7 月上旬頃には A は、同じ班の C と 6 学年の他学級の親しい友人である G に対して、D からされた一連の行為について、下校時などに頻繁に話すようになっていた。以前はゲームや妖怪や都市伝説などの話をしながら、楽しく下校していたのに、この頃は A の様子にそれまでとは違った変化が現れたという。A が友人に告げた行為には、同じ班の女子はいいけど男子は嫌と言われたこと、席を離されたこと、教科書で壁を作られたことなどが含まれていた。こうしたことを言う時、A は友人達に対して D に対する強い怒りを露わにしていた。

⑦ 最後の 1 週間—自死前夜まで

修学旅行から帰った翌日の 7 月 7 日午後 6 時頃、A が犬の散歩に使用するリードを持っているのを ■ が目撃した。7 月 8 日は修学旅行の振替休日であった。7 月 9

日、参議院議員選挙期日前投票のため、家族全員で市役所に行った。帰りの車中でAが突然「首が痛い」と訴えた。また、家に夕食の準備がしてあるのに、Aがどうしても食べたいというので、夜7時頃、付近の食堂で父親、■と共に食事をした。その際、入店後Aはすぐに着席せず、トイレの前で鏡に映った自分の姿を見ていた。

7月10日から13日までの間のいずれかの日に、同学年の親しい友人にAが自死を企てたことを打ち明けた。Aの部屋のロフトにつながる階段でロープをかけて、足を外すところまで試みたが、怖くなってやめたと告白した。Aの自死の企てを聞いた友人は、「死なないでほしい」と必死に訴えたが、Aはその時「もう遅い」とその友人に言ったという。友人は同居している自分の祖母にこのことを話した。両親によると、亡くなる少し前、Aは両親に胸の苦しさを訴え、下痢もしていたという。

7月12日、Aは午後4時30分頃学校から帰宅した。やがて■と■が帰宅し、家族4人で食事した後、ピアノ演奏やカラオケを楽しんで過ごした。この日、母親が夕飯の準備をしている時、Aは、Dが自分に嫌なことをするのは自分が弱いからだと言っていたことを親しい友人から聞いたことを母親に伝えた。

⑧ 自死当日—令和元年7月13日

7月13日、Aは普段通り登校し、1時限目算数、2時限目国語の授業を受けた。国語では、「川とノリオ」という戦争を題材にした物語を学習した。すでにこの題材を用いて数時限の授業を重ねており、この回は本文を、登場人物の心情の変化ものせて音読することに取り組んだ。Aは同じ班のD、Bとグループになって音読したが、Aはつかえて読んでしまったので、Dから読めていないところを指摘され、「練習してないじゃない」、「ちゃんとやんなよ」というようなことを言われた。3時限目は■という算数の習熟度別学習で、T1とは別の教員が指導した。Aの隣で課題に取り組んでいた児童からは、Aはあまりプリントが進んでおらず、遠くを見ている様子がうかがえたという。

Aは正午頃帰宅したが、帰宅後すぐに国語の授業でDに音読のことを言われたと母親に訴えた。その時のAの様子は、元気がなく、悲しそうで、声も小さかったという。母親は連休明けの火曜日にT1に相談するために、今までのことをノート

(連絡帳)に書こうねとAに言ったが、その後、Aはテレビゲームで遊び始め、母親は午睡に入り、ノートに書くには至らなかった。午後5時頃、母親が午睡から覚め、洗濯物を取り込んだ後、帰宅した■の相手をしている時、Aが遊んでいたゲームの電源が入りっぱなしになっているのに気付いた。そのことをAに教えようとトイレを探したがおらず、Aの部屋に行ったところ、意識を失っているAを発見し、午後6時41分に119番通報をした。その後警察官が家を検索し、リビングに置いてあったランドセルの中から自主勉強帳を見付け、その中に「SOS」のメッセージを発見した。

7月15日頃、Aの母親は、前記⑦のとおり、Aから自殺企図を知らされていた

友人の祖母のもとを、ある用事のために訪ねた。その際、母親は、その友人の祖母からAの自殺企図について伝えられた。

第3章 本事案における「いじめ」の事実認定

1. 使用した資料と資料の信頼性の吟味

本事案は令和元年7月13日に発生した児童の自死事案の再調査である。発生より本再調査委員会の設置（令和3年11月）まで2年4か月が経過しており、関係者の記憶も、忘却や変容の可能性が生じている。事件発生年度内に設置された第三者委員会の調査と異なり、児童は既に卒業し、教職員も退職や転勤などで多くは当該校から異動しており、調査対象者には、個別に諾否を取り、特定の日時を決めて面談する等の必要があったことから、調査の実施自体がより困難な状況にあった。そこで、第三者委員会の調査で収集された資料や聴き取り調査の資料など、使用できるものは使用し、対象を絞り込んで聴き取り調査を行うこととした。既に得られている第三者委員会の取得した資料は、同委員会の設置主体であった野田市教育委員会の協力を得て現物を入手し、データとしての信頼性を吟味した上で使用した。特に令和元年10月に第三者委員会が実施した児童・教職員・遺族に対する聴き取り調査の結果は、逐語記録と音声記録を委員全員が確認した上で、再調査委員会のデータとして使用した。再調査においては、第三者委員会が取得した資料を吟味し、再調査委員会の目的に即して必要と判断した対象者に対して、必要事項の確認と、より詳細な事実関係・背後関係の解明を目的として、聴き取り調査を実施した。また、Aが残した自主勉強ノート、絵画作品等は必要に応じて遺族から収集した。

2. 情報の信ぴょう性の吟味

1で示した資料を用いて、本事案においていじめの可能性が示唆される出来事について、可能な限り多くの情報に基づき事実関係の認定を行った。情報の信ぴょう性の判断は、①第三者委員会の調査結果と再調査委員会の調査結果とで一貫性のある内容は信ぴょう性の高いものとして扱う、②内容に不整合がある場合、聴き取り対象者の忘却や記憶の変容の可能性を念頭に置き、他の「資料」や「聴き取り調査の結果」も考慮して、信ぴょう性の高い情報を採用した。特に、第三者委員会では、「いつ書かれたのか」、「誰に対して書かれたのか」が不明であるために証拠として重視されなかった以下の「SOSメッセージ」について、再調査委員会で実物のノート全部の複写を取り寄せて資料としての意義を検討した。

3. 再調査委員会による「SOS」メッセージに対する評価

(1) SOSメッセージの態様

Aの自死後、ランドセルの中から発見された自主勉強ノートの中ほどに、「SOS 助けてほしい むしされる さけられる 物をなげられる うそ情報をながされる 自殺したい」というメッセージが横書きで記載されていた。発見者はA宅を搜索して

いた警察官で、発見場所は1階リビングに置かれたAのランドセルの中からであった。ノートの表紙は「自主勉強」の文字とフクロウのイラストが印刷され、Aの学年・組・出席番号・氏名が書かれていた。5mmの方眼罫紙、表（綴じ代は左）から5枚ほどが算数の課題に使用され、裏から15枚ほどが国語の書き取りに使用されていた。表から10枚目の裏面に当該のメッセージが書き込まれていた。「SOS」、「助」、「自殺したい」の文字がほかの文字よりやや大きく書かれていた（後掲図）。

SOS

助けてほしい

むしこめる

さけられる

物をなげられる

うそ情報をながされる

自殺したり

(自主勉強ノートに書かれた「SOS」メッセージ)

(2) SOSメッセージについての検討

① 自主勉強ノートがAの物であることについて

6年次にAが取り組んだ自主勉強（宿題ではなく、児童各自が自発的に任意の課題に取り組み、やったところを教員に見せ、認め印をもらうもの）でAが使用したノートであると両親と学級担任教員が認めているので、これはA自身のノートであると認定する。

② メッセージはA自身が書いたものであることについて

Aの記名がある「自主勉強ノート」で、第三者が中に記入することが考えにくく、発見時、野田署の警察官により、筆跡が本人のものであることを母親が認めたことが報告されていることから、このメッセージはA自身が書いたものと認定する。

③ メッセージが書かれた日について

「SOS」はAが6月27日に受けた「SOSの出し方授業」に由来するものと考えられる。この機会以外に「SOS」という言葉をAが使用するきっかけは特になかった。したがってこのメッセージが記されたのは6月27日からAが自死した7月13日までの期間のどこかの時点と推定される。

最初のページや最後のページでも、ちょうど真ん中のページでもなく、算数と国語で使われたページを除いた白紙ページの真ん中にメッセージが書き込まれていたことは、6年次当初ではなく相応に学習が進んだ後に書き込まれたことが推察でき、SOSメッセージが上記の期間に書かれたことと整合する。

④ 再調査委員会におけるSOSメッセージの取扱いに対する評価

文部科学省の『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）』では、「遺書など」とされる文書は、「直筆の文書、メモやノートの走り書き、携帯メールの記録など様々な形態で死をほのめかすような内容」からなるものとされている。SOSメッセージには明確に希死念慮が書かれているため、文部科学省の言う「遺書など」に該当すると認定する。さらに再調査委員会では、作成日を厳密に特定できなかったとしても、Aが作成した時点で、Aの受けた行為やその際のAの心理状態を直接表した、数少ない重要な資料であると積極的に評価する。

第三者委員会では、SOSメッセージを、Aがある時期に精神的に極めて追い詰められていた状況下で書かれた可能性があると指摘しながらも、それがいつ書いたものなのか、誰に対して書いたものなのか等の詳細については認定できるだけの資料は認められなかったとして、SOSメッセージを調査の中で重要なものと位置付けていなかった。

しかし、前述のとおり、SOSメッセージは、令和元年6月27日から7月13日の間に作成されたものと考えられる。作成日を厳密に特定できなかったとしても、Aが作成した時点で、Aの受けた行為やその際のAの心理状態を直接表した数少ない重要な資料である。第三者委員会は、それらの評価を誤ったものと言わざるを得

ない。

4. いじめの定義

本事案でいじめの認定の対象となる行為は、下記の法第2条の定義に合致する行為とする。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

5. 心身の苦痛を感じる行為

Aが自死した令和元年の7月13日の直前である令和元年6月から7月にかけてAが経験した一連の加害行為は、自死の直接的な原因であるかどうかという観点からも検討する必要がある行為である。しかし、第三者委員会でも再調査委員会でも、Aは5年次にも同学年児童から加害行為を受けていた事実が確認されている。そこで再調査委員会では、Aが受けた5年次の加害行為についてもいじめに該当するか検討することとした。

(1) 6年次の加害行為について

① 無視する

第三者委員会による令和元年10月の聴き取り調査では、D自身が「冷やかされるのが嫌で少し無視するようになった」、「AにはDが無視するようになった理由はわかっていなかったかもしれない」、「ずっと無視していたわけではなく、修学旅行のバスの中ではしゃべった」と発言している。同じ第三者委員会の聴き取り時にAがDから無視されていると話していたのをCが聞いたことが分かっている。再調査委員会の聴き取り調査ではDはAから「距離を置いた」という別の同級生■■■■の発言を得ており、類似の行為の情報が得られている。

初期の段階でD自身が認め、CもAからの訴えとして話していることから、短期間でもDはAを「無視」する行為を行っていたと考えられる。この行為は、A自身がSOSメッセージ中でも挙げていることから、Aに心理的苦痛を引き起こしたと考えられる。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

② 席を離す

Cの目撃情報として、DがAから授業中・休み時間に並んでいる席を離れたこと、給食の時Dが1人だけ席を離れたことが報告されている。第三者委員会及び再調査委員会いずれの調査においてもCの発言内容は一貫しており信ぴょう性は高い。Cは第三者委員会の聴き取りでは、机の間隔について具体的に話している。6年次学

級担任教員（T1）も第三者委員会の聴き取りで、「2回注意した」、「間隔は7cm位」と話しており、再調査委員会の聴き取りでも給食時にDが他の3人から机を離しているのを注意したことが報告されている。D自身も再調査委員会の聴き取りで机を離したことを認めているし、■■■■も再調査委員会の調査でDの行為として認めている。また、再調査委員会の聴き取りでAの両親は、6月以降AがDから離れたことの一つとして机を離されたことを挙げ、Gも、AがDから机を離された旨の発言をしていたと訴えている。

以上のことから、DがAから机を離したことは事実として認定できる。当時は男女横並びで机を付け合うこと、給食で4人の机を合わせることは当たり前の慣習であり、それを拒否され、机を離されることはAにとっては苦痛を引き起こす行為と考えられる。SOSメッセージの中に「さけられる」とあるが、机を離すDの行為がAにとってそのように映った可能性は否定できない。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

③ 教科書で壁を作る

授業中、AがDのノートをのぞいた時にDが机の上に教科書を衝立のようにして立てて壁を作ったという行為は、第三者委員会の聴き取りでCから報告され、再調査委員会でも、両親、C、GがAからの訴えを聞いたと話しており、D自身も当該行為を認めている。Aに対する拒否的な態度を明確に示す行為で、Aには苦痛を生じさせたと思われる。SOSメッセージにある「さけられる」という行為に対応する可能性がある。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

④ プリントや落ちた鉛筆を投げて渡す

プリント配布時にDがAに対して投げるようにして渡したり、Aが鉛筆を落とした時にDがAに投げるようにして渡したという行為。第三者委員会による聴き取りで、両親がAから相談された行為の一つとして報告された。再調査委員会の聴き取りではD自身が行為自体は認めているが、渡す強さは軽く、悪気はなかったと説明している。しかしながら、隣同士の近い距離で鉛筆やプリントをわざわざ投げるという行為には相手への丁寧さが感じられず、Aがぞんざいな扱いを受けたと捉えかねない行為である。したがって、この行為はAに苦痛を生じさせる行為と考えられる。SOSメッセージにある「物をなげられる」に対応する行動と考えられ、これによりAが苦痛を感じたと考えられる。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

⑤ 音読でつかえたことを「練習してきてない」等と言った

これは、Aが亡くなった日の国語の授業で、教科書の物語を心情を込めて朗読するという課題を、班内で行った際、Aがつかえてしまった時にDがAに対して言った言葉である。Aはその日帰宅後すぐに母親にこのことを告げている。第三者委員

会の聴き取りでは帰りの昇降口でAが「Dに暴言を吐かれている」等とある男子児童に言ったことが明らかになっている。ここでAの言う暴言とは、Dから「練習してきてない」と言われ、それを嫌みと受け止めたことを意味すると考えられる。再調査委員会では6年次学級担任教員（T1）がDが「ちゃんとやってないじゃん」等と言ったという目撃情報を得ている。また付近の席にいたある児童も、支持する情報を寄せている。SOSメッセージにはないが、Aは苦手であっても学習活動にはまじめに取り組む児童であったため、Dから、自分の不得意な点をとらえて努力を否定するようなことを言われたことは、Aにとっては強い屈辱を感じさせる出来事だったと推察できる。Aがその日の帰宅直後に母親に被害の事実を申告していることも、Aが苦痛を感じたことを示すと考えられる。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

⑥ BはいいけどAとCは嫌と面と向かって言った

Dが自分の班の男子2名（AとC）に面と向かって言った発言内容である。AだけでなくC自身も直接言われて経験している。第三者委員会・再調査委員会どちらの調査でもCが指摘したエピソードである。直接的な嫌悪の表明であり、Aにとっては心理的苦痛を感じさせる出来事であったと思われる。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

⑦ おならをしていないのに、したと嘘情報を流した

おならをしていないのに、Aがしたという作り話をDが座席の周囲に広めたとのこと。両親が第三者委員会の聴き取りの際に主張していた。SOSメッセージにある「うそ情報をながされる」がこれに該当すると考えられるが支持する情報が少なく、再調査委員会でも事実関係を十分明らかにすることができなかった。

以上の理由から、この行為があったとは認定できない。

⑧ 鉛筆を貸せとしつこく言い、貸すと芯を折って返す

後ろの席の人がAにしつこく鉛筆を貸すよう言い、Aが鉛筆を貸すと芯を折って返したということ。Aの親しい友人の一人がAからの伝聞として主張していた。その友人はDがその行為を行ったとしていたが、DはAの隣の座席であることからDの行為であるとするのは不自然である。また、この行為について付近にいた他の生徒からも支持する情報が得られなかった。

以上の理由から、この行為があったとは認定できない。

(2) 5年次の加害行為について

5年次にAがされた加害行為として本再調査委員会の聴き取り調査で両親以外の人物から情報が得られたのは、Hによる暴言とIによる傘でつつくという行為の2つであった。

① Hによる暴言

これは下校時にAが仲間と一緒に下校している時、HがAに対して暴言を言ったというものである。一緒に下校していたAの友人や、Aの父親が目撃している。5年次学級担任教員（T2）が、Aに確認し、Hに対してその行為をしないよう指導している。Aが5年次に母親に対して他の行為と共にその被害を訴えていることから、Aに対して否定的な心理的影響を与えた行為であると考えられる。

以上の理由からこの行為は、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

② Iの傘でつついた行為

これは下校時にAが他クラスのIから傘で背後から身体をつつかれたというもので、5年次の後期のいじめアンケートで、Aと当時同じクラスだった親しい友人が目撃情報として報告し、T2と加害者児童の学級担任教員が2人で対処した出来事である。この行為は物理的にAの身体を傷つけかねない行為であり、法第2条の「いじめ」に該当すると認定する。

③ その他

5年次には上記以外にもHがAのランチマットを勝手に使用した、配膳台に座ったという虚偽情報をT2に告げられたといった行為について、また、係活動に熱心なAに係の仕事仲間が誰かが押し付けたなどの情報が寄せられたが、再調査委員会では、これらの行為そのものが事実であったか認定できなかった。そのため「いじめ」の認定から除外した。

(3) 5・6年次のいじめについての考察

以上に見たように、6年次の行為については、⑦の「おならをしていないのに、したと嘘情報を流した」と⑧の「鉛筆を貸せとしつこく言い、貸すと芯を折って返す」以外の行為はすべて、実際にDがAに対して行ったものであり、かつAに対して心理的苦痛を感じさせるものであったと考えられる。よって(1)の①から⑥の行為を法に規定される「いじめ」として認定する。

なお、以上の一連のDのいじめ行為の背景には、DのAに対する嫌悪や馬鹿にした気持ちの存在が示唆される。Aの友人の一人は、Dに対して直接上記の行動の理由を尋ねたところ「弱いから」と言ったという情報を第三者委員会の聴き取り調査でも再調査委員会の聴き取り調査でも一貫して話している。また、Dに近い児童からは複数回にわたりDがAの「陰口」を言っていたこと、その内容にAの学力やAの家庭の経済的条件を揶揄する言葉が含まれていたという情報が、第三者委員会の聴き取り調査でも再調査委員会の聴き取り調査でも得られている。以上の理由から、Dのいじめ行為はAに対する否定的な認知と感情を伴うものであったと推察される。最初に同じ班に編成された当初は仲良くおしゃべりしていたDが、なぜAに対して短期間のうちに感情を悪化させ、いじめに及んだのか。第三者委員会及び再調査委員会でのDの発言から二つの理由が考えられる。一つは、AとDが付き合っているという噂が周囲の友

人たちの間で広まっていたことをDが知り、それに対してDが強い反発を感じ、その噂を否定するために懸命になったことである。いま一つは、Aが思い出し笑いをして理由をDに聞かれて発した「気持ち悪いこと」である。具体的には男性器の俗称を言ったというもので、思春期の女子にとっては刺激の強い言葉であったと考えられる。

5年次の2つの行為については、いずれの加害者も、多くの児童に対して同種の加害行為を行っていたものである。Aだけをターゲットにした行為ではないが、Hによる行為については、Aは母親に苦痛を表明しているし、Iによる行為は、他児童が見て「いじめ」に該当するものと判断したもので、いずれもAの心身に対して否定的な影響を与える行為である。なお、Hについては、暴言以外にも「配膳台に座ったという嘘情報を流された」、「ランチマットを勝手に使われた」等の行為があったとAの両親が訴えているが、再調査委員会ではこれを支持する明確な情報はほかでは得られなかったので、5年次のいじめとして認定しなかった。

5年次に「係・委員会活動を押し付けられた」ということもAの両親から訴えがあったが、これについても、5年次にAが受けた行為であることを支持する明確な情報は得られなかったのでいじめの認定の対象とはしなかった。ただし、5年次学級担任教員（T2）はAについて「係や委員会の活動にすごくまじめに取り組んでいる、一生懸命なお子さんだった」と認めていることから、Aが一生懸命やっている一方で、活動をちゃんとやらない児童がいて、それをAが不快に感じて、Aにとってのストレスとなっていたことは十分にあり得ることとして、5年次のストレス経験として、考慮することとした。

第4章 自死との因果関係についての考察

1. 自死との因果関係についての基本的な考え方

本章では、「第3章 本事案における「いじめ」の事実認定」を受けて、認定されたAに対するいじめ行為とAの自死との間に因果関係が認められるかについて考察する。本再調査の目的は、主としていじめ及びその背景事情、児童のその当時の心理状態等に係る事実関係を明らかにするとともに、今後二度と本事案のような痛ましい事態が生じないよう再発防止策を検討することであり、関係者の法的責任の所在を明らかにすることは本再調査の目的ではない。

したがって、ここでいう因果関係は、事実としていじめ行為により自死が生じたと言えるかという事実的因果関係、すなわちいじめの事実が無ければ自死に至ることが無かったと客観的に判断しうるかを意味するものであり、法的責任を追及するための要件として訴訟等で用いられる相当因果関係ではなく、また、関係者が自死の結果を予見できたか等を判断するものでもない。

なお考察に先立ち、「第2章2. Aに関すること」と「第2章3. 本事案発生までの経緯」に詳述したAの生育歴上の事実と、小学6年生時のAと周囲とのやり取り、そしてその中で生じたAの心理と行動の変化の過程を要約する。ここでは特に、青少年の自殺との因果関係について心理学や行動科学の諸研究で実証的エビデンスが得られている危険因子と保護因子に焦点を当てて極力簡潔にまとめる。自殺の危険因子（*risk factor*）とは、「自殺行動を引き起こす可能性が高い要因」で、自殺行動についての科学研究によって既に実証されている自殺行動の原因である。一方、自殺の保護因子（*protective factor*）とは、自殺行動を抑制することが科学的研究によって既に実証されている要因で、自殺行動から子どもを守る要因である（危険因子と保護因子の説明の詳細については33ページ以下の「補足資料」参照）。危険因子は自殺行動の原因となる要因、保護因子はそれを妨げる要因であり、自殺との関連が科学的エビデンスにより裏付けられた概念である。そこで本事案におけるAの自殺行動の因果関係の考察は、これらの要因を中心に行うこととする。ここでは特にAが受けた「いじめ」という危険因子とAの自死との因果関係が問題となるが、自殺行動は複合的要因によって引き起こされていることが知られている。そのため、まずはAの自死の危険因子と保護因子を包括的にとらえ、そののちにAのいじめ被害と自死との因果関係を考察する。

2. 自死に至る過程

(1) Aの出生から小学5年生までの生育歴

Aは両親のもとで■■■■として出生したが、幼少期よりおとなしく手が掛からない子どもで、両親はAに対してほとんど叱ったり、嫌がることを無理強いしたりするこ

となく、■■■■の子ども達に均等に愛情を注いで育てた。親子間・きょうだい間の仲は良好で、そのような家族関係の中で、穏やかで優しい愛他的なAの性格（保護因子：良好な対人スキル）が育まれた。しかし一方で、Aには第一反抗期が見られず、周囲を困らせないよう、自己主張を抑制する傾向も見られた（限定された保護因子：低い主張性）。小学校入学後も、Aは穏やかで優しい子どもに育ち、仲間からは明るく楽しい子どもとして好かれていた（保護因子：良好な対人スキル）。近所には毎日一緒に下校したり、放課後や休日一緒に遊ぶ決まった親しい友人も複数いた（保護因子：他者との絆）。教員達は、以上のAの特徴に加え、目立つことを避け、こちらから声を掛けないと困ったことがあっても自分から言っこない児童と認識していた（限定された保護因子：低い主張性）。また、両親は問題視していなかったが、学習の困難が低学年時より見られ、高学年時には算数・国語の学習についていくのがより困難となった。そうであってもAは学習にまじめに取り組む姿勢が見られていたが、5年次の学級担任（T2）からは授業時に配慮が必要な児童として認知されていた（長期的危険因子：学習の困難）。小学5年生の時（平成30年度）、Aは同じ学級の児童から暴言を言われる、他学級の児童から傘でつつかれるという被害を受けた。T2の介入により問題は終息したが、ほかにも、Aが委員会活動や係活動に一生懸命取り組んでいるのに仕事をしない一部の仲間に不満を募らせるなど嫌な思いを経験していた（長期的危険因子：仲間関係の質）。このような経験をした時もAは自分で教員に対して支援を求めることはせずにいた（限定された保護因子：低い主張性）。

(2) 小学6年生時における自死に至るAの心理と行動の過程

小学6年生に進級するに当たって、5年次にAに暴言を吐くなどした児童達とはこの学年の担任団の配慮により別のクラスに配属され、5年次のいじめ被害が再発する可能性は低められた。平成31年4月にAは6年生に進級した。6年次の学級担任教員は若手の男性教員（T1）で、児童同士の仲は良く、仲良しグループ間の関係、男女間の仲も良かったという。Aは4月・5月は問題なく過ごし、6月上旬に3回目の席替えでDが同じ班になった当初もDとよくおしゃべりをするなどしていた。しかし、AがDに男性生殖器の俗称を話したことや、座席付近の児童達の中でAとDが付き合っている等と言う噂が立ったといったことをきっかけに、DはAに対するいじめ（3章4(1)で認定した⑤を除く5つの行為）を行うようになった（直近の危険因子：いじめ被害）。これに伴い、Aの心身に不調が現れるようになった（直近の危険因子：精神症状）。この間、Aは両親に対して、Dから受けたいじめについて打ち明け、両親は話を聞いたり助言をしたりするなど対応していた（保護因子：家族のサポート）。SOS授業のあった6月下旬以降に、Aは自らを苦しめている具体的ないじめ行為と、自死を希求する心情を表明したメッセージを自主勉強ノートに残した（直近の危険因子：自殺念慮）。修学旅行終了後の7月初めころから、Aは下校時に親しい友人達に、

Dによってなされたいじめ行為について強い憤りを表しながら打ち明け、友人たちに自分の気持ちを聞いてもらうようになった（保護因子：友人のサポート）。しかし、Aは直接Dに対していじめをやめるよう訴えたり、担任教員に被害を訴えるといった行動を起こしていない（限定された保護因子：低い主張性）。そのような中で、Aは7月上旬に自死を試みるが未遂に終わった（直近の危険因子：自殺未遂）。その後、自死未遂の件を親しい友人の一人に打ち明け、その親しい友人から死なないよう懸命の説得を受けた（保護因子：友人のサポート）。しかしその後、7月13日午前中にDがAの音読の誤りを指摘し、「練習していない」と非難するといういじめ行為（3章4(1)で認定した⑤）が発生した（直近の危険因子：いじめ被害）。この行為はAに、長期にわたって抱えていた学習困難の課題を強く意識させることとなった（直近の危険因子：いじめ被害と長期的危険因子：学習の困難の相互作用）。Aは次の授業時間中、課題に手がつかずぼんやりしている様子が目撃されている。Aは帰宅後このことを母親に訴え、母親はAの話聞き、あとでノートに書いておこうと対応したものの（保護因子：家族のサポート）、その後、Aは自死を決行した。

3. Aの自死の因果関係についての考察

(1) Aの自死に対して直接的な因果関係を有する要因について

① DによるAへのいじめについて

前項で見たように、Aの自死のリスクは、SOSメッセージによる自殺念慮の表出と自殺未遂が確認された6月下旬から7月上旬の短期間に急速に高まっていたと考えられる。Aの自殺念慮の原因は、A自身が書き残したSOSメッセージにあるように、「さけられる」、「むしされる」、「物をなげられる」、「うそ情報をながされる」といったいじめ行為と考えられる。これらの行為の内「うそ情報をながされる」以外の3つに該当する行為はDによるAに対するいじめとして認定された行為に含まれている。第三者委員会の調査でも、再調査委員会の調査でも、この時期にこれらに該当する行為を行ったと認定された者はD以外におらず、Dの行為がAに自殺念慮を抱かせたと認めるのが自然である。心身の不調、最初の自殺未遂、既遂に至った2度目の自死行為はいずれも、SOSメッセージによる自殺念慮の表出とほぼ同じ時期に生じていると考えられる。この時期にAは、Dによるいじめ被害について親しい仲間たちに怒りを表出しながら訴えているし、親しい友人から自死を思いとどまるよう強く説得を受けてもその意思を変えず、7月13日も国語の授業で音読のつかえたところをDから指摘され「練習してない」などと言われたことにショックを受け、帰宅後すぐに母親にこの話を打ち明け、同日の内に自死している。

以上の経緯に鑑み、結論として、DのAに対するいじめの事実がなければAは自死に至ることがなかったと言え、いじめ行為と自死との間に直接的な因果関係が認

められる。すなわち、再調査委員会では、DのAに対するいじめは、Aの自死の主たる直接的な原因であると判断する。

② 5年次のいじめと自死との因果関係について

Dのいじめのほか、Aは5年次にHから暴言を受け、また、Iから傘でつつかれるといったいじめを受けていた。しかし、これらはいずれも、Dによるいじめがなければ、Aを自死に導く要因とはならなかったと考えられる。なぜなら、HやIの行為はいずれも単発で済んでいて、しかも、自死までにはHやIの各いじめから数か月を超える時間が経っており6年次初めの一定期間についてはAも大過なく生活できていたとみられることから、自死の直接の原因となったとは考えにくいためである。

③ A自身や周囲の関わりの変因について

なお、Aの自死には、A自身の非主張的な行動傾向（低い主張性）がいじめの抑止を妨げた可能性や、Aの学習困難が間接的に関与した可能性がある。しかし、これらはいずれも、Dによるいじめがなければ、Aを自死に導く要因とはならなかったと考えられる。なぜなら、低い主張性は幼少期からあったAの個性であるが、6年次のDによるいじめ被害を受けたからこそ、Aの主張性の低さが、いじめからA自身を守る保護因子として十分機能しない問題が顕在化したのであり、そもそもDによるいじめがなければ、主張性が低いからといって、そのことが自死を導くことにはならなかったのである。また、学習困難の問題もそれ自体で自死するほどAが悩んでいたような事情は認められておらず、直接的に自死を引き起こす要因とはなり得ない。なお、親しい仲間達やAの保護者はAの訴えに耳を傾け、助言をするなどAへのサポートを行ったが、Aの自死を止めることができなかった。いじめを抑止し、本事案のように急速に自死にまで進行するいじめ被害の悪影響を食い止めるためには、日常の身近な人々によるサポートだけでは困難と思われる。身近な人々のサポートのあり方をAの自死の変因とすることはできない。

4. その他Aの自死に作用したと考えられる背景について

(1) 自死を間接的に促進した可能性のある変因（長期的危険因子の作用）

① Aの学習の困難

Aの学習困難の内容については「第2章2. Aについて」を参照。学習困難は、支援がないまま放置され、勉強についていけないことから自信喪失を引き起こし、気分の問題を招きやすいことから、自殺の危険因子であると考えられている。

もともと、Aは客観的には学習困難を抱えていたと考えられるとしても、Aが自身の学力の問題をどのように感じていたかは明らかではなく、両親、教員、友人等、Aの身近な者から聴き取った限り、Aが悩み、自信喪失を引き起こし、あるいは気分の問題を抱えていた様子は見受けられず、Aが学習困難が主原因で自死するほど

悩んでいたとは思われない。したがって、Aの学習困難それ自体がAの自死をもたらしたとは考え難い。ただし、Aが自死した7月13日には、授業中にDにより音読のことで非難され、Aがショックを受けた様子がうかがえる。このように、Aの学習困難はAに対するいじめを誘発する要因となったり、いじめによる心痛を増幅する作用があったかもしれない。この点を考慮すると、Aの学習困難は、Aの自死に対する長期にわたる間接的な危険因子と考えられる。

② 5年次の仲間関係

Aは5年次でも基本的には仲間から好かれ、親しい友人との良好な関係もあり、問題はなかったが、HとIによるいじめ被害経験と委員会活動・係活動で「役割を押し付けられる」という嫌な経験もしている。両親によるとAは正義感が強く曲がったことが嫌いであったといい、委員会活動や班活動で自分は一生懸命働いているのに仕事をしない仲間がいることについては許せない思いを抱いたであろうと思われる。そして、そういう仲間達に対して、抗議の声を上げて自分を守ることがAは性格上難しく、うまく対応できないことに悩んでいたのではないかと推察される。

6年次にDからいじめを受けた際も、AはDに対して理不尽さや強い憤りを感じながら、A自身がDに行為をやめさせ、自分を守ることが効果的にできなかった。これは、Aにとっては5年次の嫌な経験の再現であった可能性がある。友人や親にDにされたことを訴えてはみるが、自分自身でDにやめるよう言ったり、担任教員にDを注意するよう頼むなど、直接自分の身を自分で守る対応ができていなかった。今後このようなことがずっと続いていくと考えて絶望的な気分になったとしたら、5年次の一部の仲間たちとの嫌な経験も、Aにとって、Dによるいじめの脅威や不快感を増幅させる一因となったのではないかと推察される。この点を考慮すると、5年次のHとIによるいじめを含む仲間関係での嫌な経験も、Aの自死に対する間接的な危険因子と考えられる。

(2) いじめ被害や自死を防止した可能性のある要因（保護因子の作用）

① Aの愛他的な性格

Aはおとなしいが、明るく、楽しいことを話し、優しいので、押しなべて仲間から好かれており、憎まれることから程遠かった。これは仲間達に、Aをいじめる動機付けを低める方向に作用したと考えられる。その意味でこの愛他的な性格はAの自死リスクを低める保護因子として作用したと考えられる。DがAに対していじめを行っていた時、加担者が報告されず、複数の児童によるいじめとして発展しなかったのは、Aが広く仲間から好かれていて、Aをいじめることをよしとしない児童が多かったからではないかと推察される。

② 両親のサポート

Aのいじめ被害の話を聞いてやり、助言をするなど保護因子として一定の役割を果たしてはいたが、結果としては両親のサポートだけではAは守れなかった。自殺

念慮が高まり、自死の急性の危険が迫った後では、専門家による指導・介入が必要となるが、それ以前の段階でAの自死を食い止めるためには、Aの異変に気づき、なるべく早期に学校への働き掛けや専門の相談機関・医療機関を利用するなどの積極的な対処を行う必要があったが、両親は医療機関を受診させるまでの状態の悪さとは感じていなかった。

③ 友人によるサポート

Dによるいじめ被害を知る仲間たちはAに対してサポーターであった。特にAの親しい友人であるGは、Aの話の聞いたり、アンケートにAが被害を受けていることを書いたり、担任教員にAのいじめ被害を知らせるなど有益な具体的支援を提供していた。Aから自殺未遂を告白された時は思いとどまるよう説得し、同居する親族にもこのことを伝えている。GはAにほかの仲間より多くのサポートをし、保護因子として重要な働きを果たしたと言える。にもかかわらず、Aの自死を食い止めることができなかった。Gへの精神的支援を含め、いじめによる自殺予防対策を考える上で十分考慮すべきことと思われる。

④ Aの主張性

主張性とは、自己の考えや感情を敵意的でない仕方で表明することである。仲間から何か被害を受けた際に、攻撃的でない仕方で抗議し、謝罪や補償を求める行為は、自殺に対する保護因子として機能する。Aは幼児期から児童期にかけて一貫して、他者に文句を言ったり、自分が困っていても援助を求めるといった主張行動をあまり行わない性格であった。Dからのいじめに対して、D自身や担任教員に対してAが主張的でなかったことは、相手への配慮によるものであったとも考えられる。しかしながら、学校で他児からいじめられるような事態では、適切な仕方でA自身に対するいじめを止めさせ、自分を守る上で保護因子として十分な働きを示さなかった可能性が高い。

5. 第三者委員会の結論と再調査委員会の結論が異なるものとなったことについて

第三者委員会は、その認定した5つのいじめ行為について、思春期である高学年の学校生活ではしばしば見られるありふれた行為であるとして、自死の主たる要因とは判断できないなどと結論付けた。

しかし、子どもの自殺は、大人には信じられないような些細なことがきっかけで生じることもある（子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）5ページ参照）。再調査委員会は、その視点を踏まえ、いじめ行為の表面的な程度等から結論を導くのではなく、その背景やいじめを受けた際のAの様子等を可能な限り明らかにすべく調査を進めた。そして、Aの親しい友人であり、いじめによる苦悩を打ち明けていた相手であるGからの詳しい聴き取りを複数回実施し、また、必要と思われる者からの聴き取り等を更に実施するなどした。これに対して、第三者委員会は、Gから聴き取りを実施し、

Aが自死する直前の時期に「死にたい」という言葉を口にしていた旨の情報を得ていたものの、その点について更に詳細に事情を聴き取るなどの調査は実施していなかった。

また、再調査委員会は、自主学習ノートに記載されたSOSメッセージを、Aの意思が直接表された客観的な資料として重視し、そのメッセージについて遺族の意見を聞くなどした上で、いじめ行為と自死との因果関係を認めるべき根拠の一つと位置付けた。しかし、第三者委員会は、SOSメッセージについて作成時期不明であるなどとして積極評価せず、そのメッセージについて遺族の意見を聞くことなどもしていなかった。

再調査委員会の結論が第三者委員会の結論と異なるものとなったが、それは主としてこれらの点から導かれたものである。

補足資料 自殺の危機因子と保護因子についての解説

(1) 自殺リスク評価の視点

自殺行動の予測や予防には、自殺行動に直接関与することが実証的に明らかにされている多様な要因を当該事例において特定しそのリスクを評価することが不可欠である。

この自殺リスクアセスメントの理論的枠組みは、既遂事例における自殺までのプロセスの記述や因果関係の推定を科学的根拠に基づいて進める上で有益であると考えられる。

自殺のリスクアセスメントでは、実証的研究により、自殺行動を促進することが明らかにされている要因を危険因子、自殺行動を抑制することが明らかにされている要因を保護因子と言う。

Aの事例の理解をより妥当なものとするために、本事例について、自殺の危険因子と保護因子に着目して、Aが自死に至る経過の記述と因果関係の解明を試みた。

自殺の危険因子と保護因子については厚生労働省のホームページに掲載されている「自殺の危険因子と防御因子」というリスト、米国自殺予防学会元会長のC. A. キング博士らによる十代の青少年の自殺の危険因子・保護因子のリスト等がある。

ここでは、十代の青少年の自殺に特化していることとその内容の網羅性から、C. A. キングらによるリストを採用する。なお、本資料(2)、(3)にある自殺の危険因子と保護因子についての概説は下記文献より引用又は要約したものである。

King, C. A., Foster, C. E., & Rogalski, K. M. (2013). Teen suicide risk: A practitioner guide to screening, assessment, and management. The Guilford Press. (シェリル・A・キング、シンシア・E・フォスター、ケリー・M・ロガルスキー 高橋祥友(監訳) (2016) 十代の自殺の危険：臨床家のためのスクリーニング、評価、予防のガイド、金剛出版)

(2) 自殺の危険因子について

自殺の危険因子とは、「自殺行動や自殺に先行し、それが現実にかかる可能性が高いことを示す特徴」と定義される、経験的エビデンスに基づく、十分に定義された概念である。

危険因子には、急性の危険因子・慢性の危険因子の分類、修正不能の危険因子・修正可能な危険因子の分類、そして直近の危険因子・長期的な危険因子の分類があると言われている。

① 急性の危険因子と慢性の危険因子

急性の危険因子とは、比較的限定された時間持続する危険因子で、数分間、数時

間、時に数日間持続するものとされる。一方、慢性の危険因子とは、長期にわたって持続する危険因子で、例えば衝動性の高さや長期間持続する物質濫用などがある。慢性の危険因子を抱えた青少年が、急性の危険因子を併せ持つことにより特に自殺の危険が高まるとされている。

② 修正不能（静的）の危険因子と修正可能な危険因子

修正不能の危険因子とは、過去にさかのぼって修正することができない危険因子で例えば、過去の被虐待経験等がそれに当たる。一方、修正可能な危険因子とは、変えることができ、介入の対象となりえる危険因子で、例えば抑うつ気分などが当てはまる。

③ 直近の危険因子と長期的な危険因子

直近の危険因子とは、自殺と時間的に近接する、時に自殺の契機として作用する危険因子のことで、例えば、対人関係の破綻や葛藤、懲戒処分を受けることなどが当てはまる。一方、長期的な危険因子とは、過去に起きた出来事であるにもかかわらず自殺の危険に影響を及ぼし続けているもので、例えば過去のいじめ被害経験や非虐待経験等が該当する。ここでも、長期的危険因子を持つ者に直近の危険因子が生じることで自殺への危険が高まる。

(3) 自殺危険因子の相互作用によって高まる自殺危機

特定の青少年のある時点での自殺リスクを評価する場合、その青少年がどのような危険因子をどれくらい持っているか、すなわち、その青少年のリスクの危険性を推測する上で重要である。それに加えて長期的（あるいは慢性的）危険因子と急性の（あるいは短期的）危険因子の両方が作用しあうことで、特定の青少年のある時点での自殺リスクが一層高まることが知られている。特定の青年の自殺リスクの評価に際してはこのような危険因子の相互作用に十分注意を払うべきである。

(4) 青少年の自殺の危険因子

青少年の自殺の危険因子には、人口動態学的特徴、臨床的特徴、状況／対人的特徴の3群があるとされている。これらの中で人口動態学的特徴（性別、年齢、人種など）は大規模な公衆衛生学的戦略の立案には有益だが、臨床の場で一人一人の青少年の自殺の危険を評価する際には、臨床的特徴と状況／対人的特徴を重視すべきと言われている。そこで以下に、危険因子の中でも特に臨床的特徴と状況／対人的特徴（家族と対人的特徴）についてやや詳細に述べる。

① 臨床的特徴

- a. 自殺未遂歴：最も重要な危険因子で、キングらによれば、青少年自殺者の40%に過去に自殺未遂歴があり、過去の自殺未遂の回数が増すほど自殺の危険が高まると言われている。

- b. 自殺念慮と自殺の意図：キングらによれば、自殺未遂者の88%がそれ以前に自殺念慮を抱いていたとのことであり、中等度で頻繁ではない自殺念慮であってもその後の自殺企図を予測させることから、深刻に受け止めるべき危機因子とされている。
- c. 非自殺性自傷：自殺の意図はないが、自己の身体を故意に傷つけること（リスト・カット、火傷、叩く・ぶつける等）。この行為には、感情の制御、自罰、他者からの支持、他者への影響、注意引きなどの機能があるとされている。非自殺性自傷のある青少年では、人生への否定的態度、低自尊心、深刻な自殺念慮があると、自殺企図の危険が高まっていることが示唆される
- d. 精神疾患／精神症状：最もよく認められる危険因子の一つ。キングらによると、自殺した青少年の約90%に死亡時少なくとも1つの精神障害があり、多くは複数の精神疾患に罹患している。複数の精神障害を持つ十代後半の青年と、精神障害の発症の早かった青年の場合に特に危険が高まるという。これらの精神疾患・精神症状には以下のものがある。
うつ病性障害、双極性障害、アルコールや薬物乱用、素行障害・破壊的行動障害・衝動制御問題、心的外傷後ストレス障害、摂食障害、統合失調症、顕著になり始めるパーソナリティ障害の特徴、絶望感、睡眠障害、精神科病院からの退院
- e. 学習障害・学習の困難：対処されずに放置された学習上の問題、落第、勉強についていけないことから自信喪失を引き起こし、気分の問題を招きやすい。

② 家族と対人的特徴

- a. 家族の精神科既往歴：キングらによれば、母親の自殺は5倍のリスク、父親の自殺は2倍のリスクがあるという。これは、家庭環境とは独立の遺伝的負因が示唆されている。これに加えて、家族の精神障害（反社会性パーソナリティ障害、物質使用障害、感情障害など罹患者が第一親等にいること）も青少年の自殺に影響を及ぼす可能性がある。
- b. 性的虐待：性的虐待を受けた青少年は受けていない青少年より自殺未遂の率が高い（24%対5%）
- c. 身体的虐待とネグレクト：自殺・自殺行動双方と密接な関連がある。
- d. いじめ：自殺念慮・自殺企図の危険増加。多くのエビデンスがある。直接的ないじめ、関係性攻撃によるいじめ（仲間外れ等）も自殺念慮と関連、加害者も自殺念慮が高まる。
- e. 仲間関係：いじめ被害・加害以外のことで、仲間関係の質が重要と言われている。具体的には、仲間との口論・喧嘩、引きこもり、友人・仲間関係の乏しさ、仲間からの拒否感
- f. 家族の特徴：家族からのサポート不足、コミュニケーションの乏しさ、家族へ

の愛着、家族との不仲・葛藤、頻回の転居

g. 性的志向とアイデンティティ：LGBTであること。キングによると、LGBTの若者の約30%が一度は自殺を試みたことがあるという。

③ 状況因子

a. 他者の自殺の経験：友人、同級生、メディア報道

b. 自殺企図の手段の得やすさ（致死的手段）：銃

(5) 青少年の自殺の保護因子

青少年の自殺の保護因子とは、「自殺行動や自殺の可能性を減らす因子」と定義される。保護因子に関する学術的情報は危険因子の情報に比べて極めて乏しく、経験的なエビデンスは限定されているのが現状である。多くの保護因子は自殺行動や自殺とは直接関係しているように見えず、関連性が薄いように思われる可能性がある。例えばある青少年が「安全が確保された環境で小児期を送った」のであれば、それは自殺の保護因子を持っていることになるが、直接的には青少年の自殺を踏みとどまらせる要因とは考えにくいかもしれない。しかし実際は、青少年が「養育者による身体的・性的虐待やネグレクトの危険もなく、学校でいじめ被害に遭うこともなく、反社会的行動に巻き込まれる可能性の低い地域に人生の早期から居住していた」ということを意味しており、「安全な環境で生育した」ということが、結果的に自殺の多くの危険因子から長年にわたって青少年を遠ざけ、それによって自殺から青少年を保護するというふうに機能することが多い。そのようなものとして理解できる要因である。つまり、直接的に青少年を自殺から保護することもあるが、それよりむしろ、他の多くの危険因子の悪影響から青少年を保護する要因と捉えるのが適切である。

(6) 青少年の自殺の保護因子—他者との絆

キングらは青少年の自殺に対する保護因子として他者との絆を挙げている。これには、家族からのサポート、同世代の仲間からのサポート、本人の持つ良好な対人スキルが含まれる。

a. 家族からのサポート：青少年が直面する問題に対して、家族が具体的な援助を提供したり、情緒的な支えを提供するなどの行動。家族からの支えがあるという若者は自殺行動を起こす危険が低いし、家族からのサポート欠如は自殺未遂につながりやすいなどのエビデンスがある。家族からのサポートがあることは、自殺に関連しやすい他の心理社会的不適応や精神病理との関連を低めるエビデンスがある。

b. 同世代の仲間からのサポート：青少年が直面する問題に対して、同世代の仲間から提供される具体的な援助や情緒的支援を指す。同世代の仲間からのサポートの少なさから青少年の自殺未遂を予測することができるという。

c. 良好な対人スキル：本人が持っている人的資源で、自分の思考や感情を言葉で適切に表現できるアサーティブネス、自己が直面する多様な問題をうまく解決できる能力等、他者と関わる中で自分の身を守ることができる良好な対人スキルをいう。

第5章 Aが自死するに至るまでの当該校の対応と課題

この章では、Aが自死するに至るまでに、当時の当該校が行っていた対応に関する調査結果を報告するとともに、調査の中で明らかになった当時の当該校の課題について述べる。

1. 当該校の指導体制

ここでは本事案が発生した当時の当該校の指導体制について実態を述べ、課題について考察する。

(1) 校務分掌の全体像

当該校の令和元年度（平成31年度）の校務分掌図では、

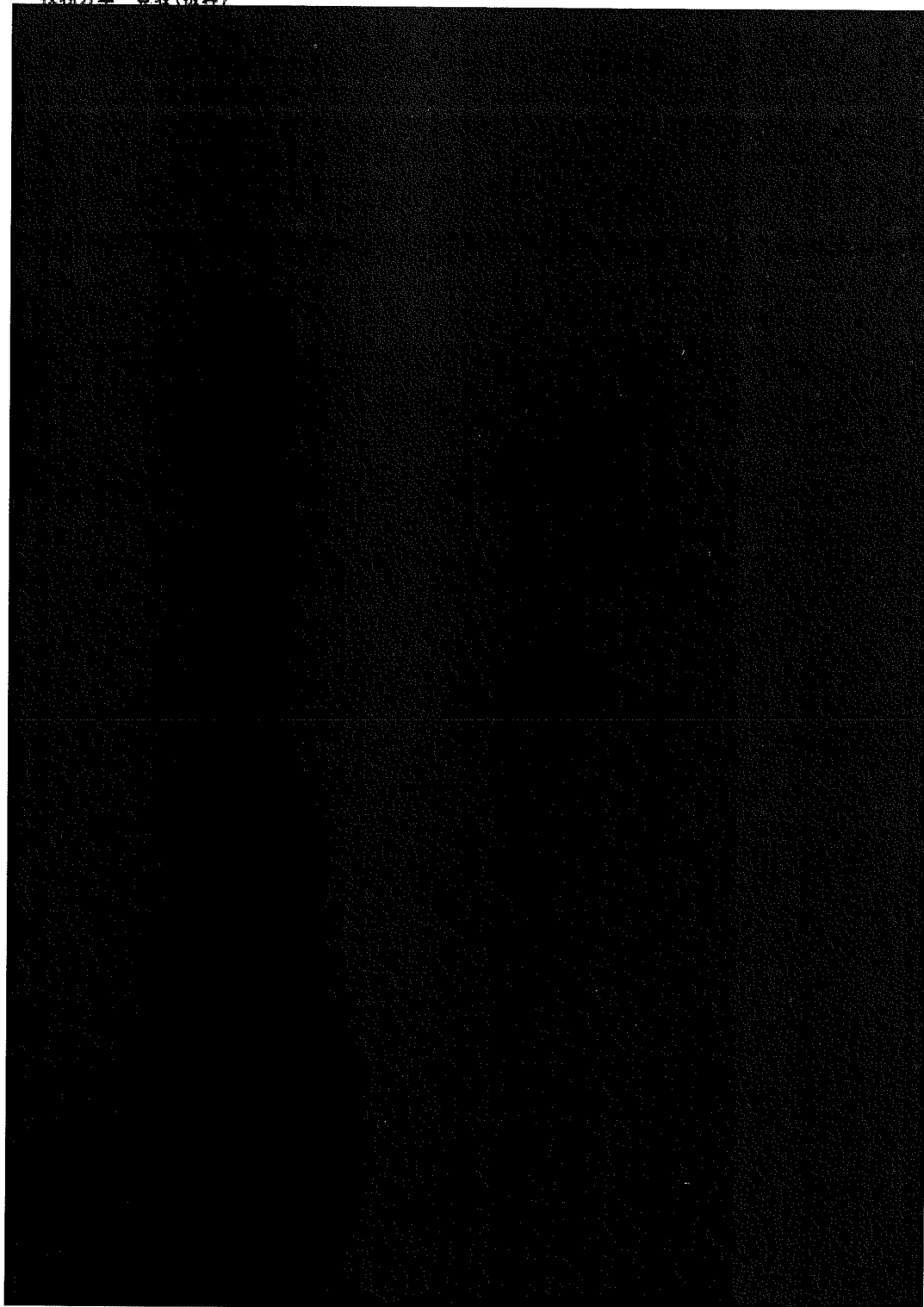
が置かれ、が配置されていた。この中で

いじめ対策などを扱い、それぞれに担当者を定めていた。

また、も設置さ

れていた（後掲図）。

平成31年度
校務分掌一覧表(抜粋)



(2) 主任会議

当該校では、校務分掌の多様な業務を効率よく実行するため、(1)で触れた部門の主任と学年主任を集めて月1回主任会議を開催し、全体で情報共有を進めていた。いじめについても、全体で共有した方がよい事案については、この主任会議で取り上げられていた。主任会議の内容は所定の様式にメモとして記載されていた。

(3) 学年会

担任・副担任、学年主任、専科の教員で構成された学年会が、毎週月曜の打合せ時と放課後に随時開催されていた。各学年の運営に関する情報を交換する場であった。各学年で起きたいじめもこの会議で取り上げられていた可能性はあるが、会議の内容については公式の記録として保管されておらず、確認できなかった。

【課題】

当該校においては、会議の効率化が進められ、効率の良い指導体制が敷かれていたが、いじめに対する対応は、問題の発見と解決に焦点が当てられ、記録にはあまり注意が払われていなかったように見受けられる。特に児童のいじめ被害・加害経験については、一人一人の児童のいじめ被害・加害や教育相談の在学中の全記録がまとめて残されていなかった。このことは、6年間の小学校生活の中で、反復的、長期的にいじめ被害・加害経験を有するハイリスクな児童の特定を困難にし、ひいては小学校在籍中あるいは卒業後の心理的不適応や精神疾患、自殺行動の発現の予測を困難にしている。

2. 当該学級の学級運営について

ここでは、本事案が発生した当該学級の学級経営や学習指導の要因について当時の実態を述べ、課題について考察する。

(1) 学級担任教員のいじめ認識

当委員会が自死と関連のあるいじめと認定した、①無視する、②席を離す、③教科書で壁を作る、④プリントや落ちた鉛筆を投げて渡す、⑤音読でつかえたことを「練習してきてない」等と言った、⑥BはいいけどAとCは嫌と面と向かって言ったなどの行為について、学級担任教員はいじめとしては把握していなかった。唯一、②の行為について学級担任教員はDが机を離していたことを「付けなさい」と指導したことは確認されている。学級担任教員は机を離していたことに「ちょっと何か違和感を覚える」ことはあったが、その行為自体をいじめとは認識しておらず、なぜ机を離していたのかという理由については確認していなかった。

【課題】

学級担任教員は、（机を離していたことに違和感を覚えた際）単に「付けなさい」

と指導するだけでなく、その背景について確認し、継続的に経過観察すべきであった。学級担任教員は「学級経営のしやすさを感じた学級だった。男女間も、雰囲気、仲としてはいいなと感じていましたし、素直な子たちだった」と当時の6年■組を振り返っており、同学年で5年次より問題とされていた児童が他のクラスに所属していたので、自分のクラスにはいじめが起こらないと油断があったのかもしれない。

(2) 当該学級の児童のいじめ認識

Aのクラスでは令和元年7月にいじめアンケートと個人面談を実施したが、Aはいずれにおいてもいじめ被害について訴えることはなかった。Dによるいじめ被害について強い憤りを直接Aから聞いていた他学級の児童（G）が、アンケートでAのいじめ被害を示唆する回答をしていたものの、加害者であるDを含め、Aと同じ班の児童からもAがいじめ被害を受けていることを示す回答は寄せられなかった。また、同校には「■■■■ポスト」といった秘匿性の高い投書箱を設置していたが、この件に対する投書はなかった。

【課題】

Aからの訴えがなかったとしても、クラス内で行われていたいじめ行為に対して全く把握されていなかったことは、Aにとって誠に残念であったと思われる。他の生徒のいじめアンケートの中でもDのAに対する行為について目撃した記載はなかった。当該学級児童のいじめ行為についての認識が十分高くはなかった可能性は否定できない。

(3) 被害児童が学級担任教員に援助要請をしなかったこと

Aは下校時にDからのいじめ被害について友人に強い怒りをもって訴えている。また、SOSを求めるメッセージをノートに人知れず書き記し、亡くなる当日は母親にも被害を訴えている。しかし、これほど苦しんでいながらも、いじめアンケートにも個人面談でも学級担任教員に被害を訴えず、援助を求めている。Aは5年次にHやIから被害を受けた際も、自分自身では担任教員に訴え出なかったことを考慮すると、A自身の主張性の低さから、教員に自分の問題を伝えることへの遠慮が働いたため、直接学級担任教員に被害を申し出なかったのかもしれない。しかしAが学級担任教員にいじめ被害を訴え、援助を求めているれば、担任教員の介入でいじめを止めることができた可能性はある。

【課題】

学級担任はAのように主張性が低く、自分から教員に直接訴え出ない児童がいることを十分認識し、そのような児童でも安心して自分の悩みを伝えられるような学級内の雰囲気や、児童との信頼関係を構築することが課題である。また学校や教育

委員会は、どうしてもいじめ被害を受けた児童が教員に直接援助要請するのが困難な場合には、対面に代わる効果的な方法を児童に提供することが課題である。

(4) 保護者や他の児童が教員に援助要請しなかったこと

Aは同じ班の友人や一緒に下校する親しい友人、さらには保護者にはDの行為による精神的苦痛を訴えていたが、友人達も保護者も、そのことを学級担任教員に伝えてはいない。同じ班の友人は、2(2)で指摘したように、DのAに対する行為がいじめであるという認識が十分ではなかった可能性はあるが、いじめという認識があったとしても、十分な信頼関係が未形成であったために、Aのことで学級担任教員に相談できなかった可能性も否定できない。また、Aの保護者は、6年次に、Dの行為でAが苦しんでいることで学級担任教員に相談しようとしてはいたが、その前にAは自死を遂げてしまった。

【課題】

学校や教員は、いじめ被害を受けている児童の身近な友達や、その保護者が遠慮なく速やかに援助要請できるように信頼関係を構築し、体制を整えることが課題である。

(5) 児童の異性関係や性的な事柄についての学級での対応について

第4章2(2)で述べたように、6月上旬に行われた席替え当初は仲良く会話するほどの関係であったAに対してDがいじめを始めたのは、一部の同級生の中で「AとDがつき合っている」という噂を立てられたことと、AがDに対して「気持ち悪いこと(男性生殖器の俗称)」を言ったことの2つの出来事がきっかけとなっていた。

[Redacted text block]

【課題】

(6) 班の運営について

当時の6学年の学級担任教員間では、1学級■班とすること、6月の班で7月の修学旅行のグループ活動を行うことが合意されていた。Aの在籍した6年■組では、男女各2名の4人一組を基本として、1か月に1回程度の頻度で、学級担任教員が班編

成を行っていた。また、座席の配置は同じ班の男女を横に並ばせ、授業中隣同士で座席を付けること、給食の時間は机を4人一組の島にして食事をする事としていた。6月上旬に、6年生になって3回目の班編成が行われたが、この班で修学旅行でのグループ活動も行うことが児童らに伝えられていた。

6年■組の学級担任教員（T1）は、6月の班編成でAとDを同じ班にすることに特に問題を感じず、この2人を同じ班、隣同士の座席とした。ほかには、Aと仲の良い男子児童Cと、女子児童Bを同じ班にした。事実、この時の班替えの当初は、AとDは仲良く会話する間柄であり、いじめ加害・被害という関係ではなかった。しかし、第2章に詳述したように、途中からAとDの関係、Dと班の他のメンバーとの関係が悪化し、Dが授業中や給食時間中に机を離す行為が発生した。T1はDの机離し行為に口頭で注意を与えたが、当時進行していたDのAへのいじめについては把握していなかった。またA自身がT1にDによるいじめ被害を訴えることも、他の班のメンバーが、いじめを含め、班内の不和についてT1に訴え出ることもなかった。結果として、DによるAへのいじめがT1によって止められることも、班替えが行われることもなかった。

【課題】

① 班で隣り合う児童の机を常に付けさせることの問題

班は学級経営・学習指導上有用ではあるだろう。しかし、班内で隣り合う児童の机を授業中常時付けること、給食時に同一の班で席を付け合って食事することを強制することには問題がないだろうか。本事案ではこのことがDのAに対するいじめを誘発するきっかけにもなっていたと考えられる。隣り合う2人の関係が険悪になった場合、机を付けて授業を受け続けることが苦痛になり、そのため机を離す、教科書などで壁を作って遮るといった行為の動機付けを高めやすくなることは容易に想像できる。このような行為は、された方にとっては心理的な苦痛を引き起こし、いじめと知覚されやすいが、そもそも常に机を付けなくても良いのなら、児童は机を離したり、教科書などで壁を作る必要もないのである。班の隣同士で常に机を付けるよう強いることに班運営上の課題がある。

② 班内の児童同士の関係の急速な悪化を学級担任が気付かなかったことの問題

同じ班の児童同士の間では、授業や当番活動の際に相互にやり取りする機会が多くなるため、親密で協力的な関係に発展する可能性がある一方で、本事案のAとDのように、短期間のうちに険悪な関係に変化する危険性もある。机を付け合うことが求められる隣り合う児童同士の関係ではそのリスクは一層高まる。そのため、学級担任教員はこうしたリスクの認識を持ち、班内の児童同士が不仲になったときにいじめに発展しないように見守る必要があったが、当時の当該学級担任教員が十分に見守っていたとは言い難い。また、仮に班内の人間関係が悪化した場合、学級担任教員に速やかに申し出るよう、日頃から児童達に伝えておく必

要もある。学級担任教員が気付いていない場合、児童が学級担任教員に伝えれば、児童間の不和の早期発見・早期対応が可能になり、いじめの芽を摘み取ることができる。本事案においては、学級担任教員はDがAから机を離す行為を一度は目撃していたにもかかわらず、そこからAとDの人間関係の悪化を読み取ることができなかったし、この班の児童らが一人として班内で起きている児童間の関係悪化を学級担任教員に伝えることもしておらず、DのAに対するいじめを止めることができなかった点に課題がある。

学級担任教員は日常的に、同一の班内の児童間の人間関係の変化をよく観察する必要があった。また、同じ班の児童には、不仲が発生した場合、学級担任教員に言いに来るよう伝え、班内の児童間の関係が悪化しないよう早期に介入する必要があった。これらの適切な対応がとられなかったことに課題がある。

(7) グループ学習時の児童間のコミュニケーションの指導の必要性

授業時に、児童を数名の小グループに編成し、グループで課題に取り組ませることは日常的に行われていた。この活動は、児童がそれぞれの力を合わせて一緒に共通の課題を解決する経験を積ませたり、互いに教え合い、学び合う経験を積ませるなど有意義な取り組みではある。しかしながら、グループ学習の際の児童間のコミュニケーションの取り方や、適切な関わり方についての指導が不足すると、児童間の学力の優劣を顕在化させ、いじめを引き起こしやすくなることが本事案で示された。Aが亡くなった7月13日には、国語の教科書の音読練習を班内で行うよう指導がなされ、この時、DがAの読みの問題を細かく指摘し、練習不足を指摘した発言が、Aに強い心理的苦痛を引き起こした。教員の狙いは、感情をこめて朗読するスキルを高め合うことにあったと思われるが、読みの改善点を指摘する際、その伝え方によっては他の児童をひどく傷つける可能性があることも含めて指導がなされていたかは疑問である。

「ここもだめ、あそこもだめ」というような言い方ではなく、良く読めているところは認め、賞賛した上で、改善した方がよいと思われることは「ここはもう少しこうすると良くなるように思う」等、フィードバックをする際のエチケットも含めた指導が徹底されていれば、DはAを傷つけるような言い方をせずに済んだ可能性があると思われる。

【課題】

グループ学習において、児童が他児を指導したり、何かを教える際に、教員は、教わる側の児童への態度や発言が、支配的、侮蔑的、攻撃的にならないよう、教える側の児童のコミュニケーションの取り方を指導する必要がある。

3. 当該校のいじめ対策

(1) 早期発見のための取り組み

① いじめアンケート

当该校では令和元年度は、年2回（7月と11月）のいじめアンケートが実施されていた（後掲図）。この年の第1回は7月4日に全校一斉で実施された。全校放送で校長が呼び掛け、その後、各学級で担任教員の監督のもとで児童全員が回答した。使用されたアンケート用紙は市で定められたものであった。児童は、性別、学年、組、出席番号、氏名を記入し、自分自身の現在のいじめ被害経験の有無を回答し、「はい」と回答した場合に、その具体的な態様（文部科学省の調査で使用されている7つの行為と「その他」のうち該当するものに○を記入）、加害者（「クラスの友達」等5者と「その他」のうち該当するものに○を記入）について記入するものであった。このアンケートではさらに、児童が今まで身近に目撃したいじめ被害経験についても、その経験の有無、「はい」と回答した場合に、その時期、具体的な態様（7つのカテゴリーと「その他」）について回答を求めるものであった。裏表紙には、「気づいたことがあったり、嫌な思いをしたり、困ったことがあったら相談しよう」という言葉と、連絡先として「〈学校内〉担任の先生、養護の先生、学年の先生、教科の先生、スクールカウンセラーの先生」、「〈学校外〉24時間こどもSOSダイヤル 千葉県警少年センター（ヤングテレホン） 子ども人権110番」の名称とそれぞれの電話番号（フリーダイヤル）が記載されていた。学級担任教員は記入済みのアンケート用紙を2つ折りにさせた状態で回収し、結果を集計して、いじめの訴えがあった場合は、直ちに介入することになっていた。児童による回答済みのいじめアンケートは、鍵の掛かる倉庫に最低でも6年間は保管することになっていた。

いじめアンケート

令和元年 7月

・男女の別、学年は記入してください。

男 女 年 月 日 番 号

※このアンケートは、(学校) になってからのことで、まだはまるに○をつけてください。
 (自分のこと)

1 あなたは、いじめられていると感じていますか。 (はい・いいえ)

2 1で「はい」と答えた人へ答えます。あなたに、どのようないじめがありますか。

ア 声やかしやからかい、悪口や脅しやからかい、いやなことを言われる。	(ある・ない)
イ 排除やはずれ、集団による孤立をされる。	(ある・ない)
ウ 口づかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	(ある・ない)
エ 物を盗られる。	(ある・ない)
オ 物を隠されたり、隠されたり、壊されたり、盗られる。	(ある・ない)
カ いやなことやあつかいにくさ、おどろかされること、させられること。	(ある・ない)
キ パソコンや携帯電話等で、いやなことを言われたり、撮られたりする。	(ある・ない)
ク その他()	

3 1で「はい」と答えた人へ答えます。あなたは、いじめを誰から受けたと感じましたか。
 (当てはまるア～カの記号を○で囲ってください。いくつでもかまいません。)

ア クラスの友達	イ 学校の友達	ウ 学校の先生	エ 家族
オ 先生	カ その他()		

【同年の人のこと】

4 あなたは、今までに、いじめを見たり、聞いたことがあると思いますか。 (はい・いいえ)

5 4で「はい」と答えた人へ答えます。

① それはいつ頃のことですか。 () ころ

② あなたが見たり、聞いたらしいいじめは、どのような内容のものですか。

ア 声やかしやからかい、悪口や脅しやからかい、いやなことを言われる人がある。	(いる・いない)
イ 排除やはずれ、集団による孤立をされる人がある。	(いる・いない)
ウ ひどく口づかられたり、たたかれたり、蹴られたりする人がある。	(いる・いない)
エ 物を盗られる人がある。	(いる・いない)
オ 物を隠されたり、隠されたり、壊されたり、盗られる人がある。	(いる・いない)
カ いやなことやあつかいにくさ、おどろかされること、させられる人がある。	(いる・いない)
キ パソコンや携帯電話等で、いやなことを言われたり、撮られたりする人がある。	(いる・いない)
ク その他()	

【その他】

5 その話の経緯や相談したいことがあったら、何でも書いてください。
 また、その話の経緯や相談したいことがない人は、安心して学校生活を送るために、どのようなことに気を付けて生活しているのか、書きを書いてください。

(令和元年7月当時のいじめアンケートの様式の表面)

■ みなさんへ

・このアンケートは、みなさんがいじめのない楽しく安全な学校生活を送ることができるようにするためのものです。安心して正直に答えてください。

・このアンケートを始め、みなさんが書いたものはすべて大切な資料(個人情報)ですので、みなさんを守るためにも大切に扱っています。ただし、いじめ等の問題があった際は、担任の先生が校長先生に報告し、関係する機関と相談しながら解決していきます。解決にあたっては、みなさんの意見を尊重しながら進めるので気になることがあったらお話ししてください。

・今、悩みのある人、困っている人は、ぜひ相談してください。解決に向けて、先生たちと一緒に考えていきましょう。

■ 何か質問したらよかったり、ほめる思いをしたり、困ったことがあったら相談しよう。

〈学校内〉担任の先生、養護の先生、学年の先生、教科の先生、スクールカウンセラーの先生

〈学校外〉24時間こどもSOS(9～17時) 0120-0-78310

〆 (24時間受付) 189

〆 千葉県青少年センター(わが元町) 0120-783-497

〆 子ども入浴110番 0120-007-110

いじめアンケート

〆 は、「だれにとっても」「安全・安心で」「充実した学びの場」となる学校をめざしています。

もし、学校生活や家庭生活の中で、いやな思いをしたり、困っていたり、苦しんでいたりしている人がいたら、ぜひお知らせください。

学校生活をふりかえって、あなたが感じたことや目にしたこととをありのままに答えてください。それがいじめ解決のための第一歩となります。

このアンケートは、担任の先生だけでなく、校長先生や学校の先生みんなで確認します。また、答えにくいときは、だれか相談しやすい先生や大人、相談窓口と相談してください。

〆 校長

(令和元年7月当時のいじめアンケートの様式の裏面)

7月4日に実施された6年■組のアンケートには、AもDもAの班の他の児童達も、全員が、自分自身もいじめられておらず、今までいじめを見たり聞いたりしたことがないと回答していた。しかし、当時AからDによるいじめ被害について聞いていた他学級の児童のアンケートには、【周りの人のこと】として、「6月下旬ころに（いじめについて）聞いた」と回答し、「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる人がいる」、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする人がいる」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる」の3項目に「はい」と回答していた。なお、当該学年は、7月のアンケート実施の翌日から1泊の修学旅行に出掛けており、アンケート後の聴き取りがいつ、どのように行われたか確認することはできなかった。

年2回の定例のいじめアンケート以外に、当該校では、本事案発生の前年度（平成30年度）まで、河村茂雄氏の開発したQ-U調査を毎年度1回実施し、学級ごとに、学校生活満足群、被侵害群、被承認群、不満足群の各類型の児童を特定し、生徒指導上の資料として活用していた。しかし、令和元年度はこの調査が有料となり、財源を保護者負担としなければならなかったことから実施しなかった。

② 個人面談

いじめアンケート実施に先立って、学級担任教員が受持ちの児童全員に個別面接を行い、児童の学校適応の状態やいじめの有無について直接尋ねる取組を行っていた。これはアンケートに書けないことを拾い上げ、学級担任教員が直接児童の顔を見て、異常がないか把握する目的で実施されていた。そして面談で気付いたことを、児童名が一覧になったクラス名簿に記入し、校長に提出することになっていた。

③ ■ポスト

■ポストは児童のために設けられた投書箱で、昇降口に設置されていた。いじめアンケートの実施時に、いじめ被害等について訴え出る一つ的手段として校長が児童達に口頭で周知していた。2日に1回の頻度で、担当教員が投書の有無を確認していたが、1年間でおよそ3、4件の訴えがある程度で、「消しゴムを投げられた」など比較的軽微なもの、低学年からの投書が比較的多かった。Aのいじめ被害について、投書は確認されていなかった。

④ 保護者からの相談窓口

当該校では当時、毎月1回「学校だより」が発行され、学校のホームページから取得できるようになっており、保護者に対する連絡の役割を果たしていた。しかしながら、児童に関する相談窓口などの情報の記載はなかった。

⑤ 前年度からのいじめ被害・加害情報の教員間の共有

次年度の学級編成の際に、いじめ被害・加害の情報は前年度と次年度の新旧担任教員間で共有され、加害者と被害者を同一の学級にしないよう配慮がなされていた。Aが5年次に受けたHやIによるいじめ被害情報は6年次の学級編成の際に伝達され、6年生では同じ学級に配属されてはいなかった。

(2) 個別のいじめ事案への対応

当該校における個々のいじめ事案は、後述する年2回のいじめアンケート調査の集計や、それに先立って行われる担任教員による個別面談、本人、友人、保護者などの訴え、前述した「 ポスト」への投書により表面化することが想定されていた。当該校では、一人で抱え込まず、主任や管理職と共有して対応するという経営方針を持っていたため、いじめ事案が発生すると、その情報はすべて校長に報告された。校長は、教頭、学年主任、学級担任、関係する教職員等でその都度個々のいじめ事案に対応していた。校長が対応を指示し、経過を監督し、解決後も再発していないか確認するというプロセスを踏んでいた。いじめや児童間のトラブルに気付いた教員は、「いじめ認知メモ」に書いたり、担任教員が直接校長に口頭で話しに行くこともあった。いじめの態様、指導内容、その後の経過については、「いじめ認知メモ」に記載し、保管しておくことになっていた。

(3) いじめ予防教育

当該校では、年2回のいじめアンケート実施時に、全校集会でごく手短に、校長が安心して正直にアンケートに回答するよう話をする程度で、それ以外に特にいじめに焦点を当てた児童に対する組織的な予防教育は行っていなかった。予防教育としては後述の自殺予防教育を実施していた程度である。

また、当該校では当時、感謝・ボランティア・挨拶を3本の柱にして、児童会も参加させて全校挙げての取組を行っていた。始業式と終業式の際、校長がその取組に関する講話を行い、普段の学校生活の中で、児童各自の取組を励行するとともに、自分でどれくらいできたかを学級で報告するよう指導がなされていた。

(4) いじめについての教職員研修

当該校では、放課後の打合せ会の際に、県から送付されたいじめ防止法についてのパンフレットやリーフレットについて、その都度案内する程度で、いじめの問題に特化した校内の教職員研修は特に行っていなかった。

【課題】

(1) 改善すべき点のあるいじめアンケート

令和元年当時のアンケートについて、3点改善すべき点があるように思われる。

- ①【周りの人のこと】として「今までにいじめを見たり聞いたりしたことがあるか」と尋ねているが、過去の周囲の人のいじめ被害・加害経験を書かせても意味はないだろう。ここは「今」せめて「最近」と変えるべきではないか、②【周りの人のこと】の回答欄に、いじめ加害・被害者がどこの学級の誰のことなのか、記入する欄がない。これではせっかく児童が「はい」と回答しても、教員がその事実を特定す

るのに手間が掛かり、有効な対応につながりにくい。Aと非常に親しかった他学級の友人が【周りの人のこと】として「6月下旬ころ」いじめを「見聞きした」と回答していたが、Aの学級担任教員はこの時に行われたいじめアンケートから、Aのいじめ被害を知ることはできなかった。せめて、ここに加害者・被害者の所属学年・学級の記載欄があれば、Aの友人の学級の担任からAの学級担任に連絡しやすかったのではないかと考えられる。③相談窓口はアンケートの裏表紙に機関名と電話番号が記載されていて、児童は目にすることができた。しかし、回答済みの用紙は回収されてしまうので、児童の手元にはこの情報が残らない点に課題がある。

(2) 計画的ないじめ予防教育の欠如

当该校では当時、年2回のアンケートとそれに先立つ児童への個別面談、 ポスト、保護者向けの相談窓口の案内など、早期発見への努力は一定水準で行われていた。また、発覚した個々のいじめ事案については、管理職の監督の下で、関係する教員が連携して対応し、いじめ抑止に向けて加害・被害児童に対応する取組がなされていた。しかしながら、いじめに焦点を当てた予防教育的取組は行われていなかった。そのため、いじめについての高い問題意識が児童の中に十分形成されていなかった可能性がある。そのことがいじめアンケートへの回答や、教員・親への報告を抑制したり、周囲で行われているいじめに気付いて沈黙させようとする児童の行動を抑制した可能性がある。

(3) 教職員を対象としたいじめについての研修機会の欠如

当该校では当時、いじめの問題に特化した教職員研修の機会が欠如していた。一人一人の教員は大学の教職課程の授業やこれまでの教員生活における研修の中で、いじめについてある程度の知識を得ていると考えられるが、当该校では特にいじめの問題について、組織的に教職員の意識を高め、予防、介入、アフターケアの各段階で教員として適切に対応できるよう努力を払っていたわけではなかった。そのため、当該学級の担任教員には児童間の日常のやり取りの中で、学校生活のどのような文脈でいじめが発生しやすいのか、目の前で生じている児童の行動から敏感にいじめの兆候に気づき、積極的に対処する姿勢にやや欠けるところがあったのではないだろうか。

4. 当该校の自殺予防対策

(1) 当该校が実施した「SOSの出し方」授業

自殺する児童生徒数が増えないよう、児童生徒の援助希求的態度の育成を促進するため、平成29年に見直された自殺総合対策大綱の中に、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（以下「SOSの出し方に関する教育」と記す。）が全国で推進されることが記された。

SOSの出し方に関する教育については、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月文部科学省）においても、自殺予防教育の柱の一つとして位置付けられており、少なくとも年1回実施することなどが推奨されている。

当該校では、クラス単位で、千葉県で作成した「じぶんをたいせつにしよう」という小学生版スライドを用いて、年度当初に担任が学年に合わせた補足説明をしながら必ず実施することになっており、Aの所属するクラスでは、令和元年6月27日の1時限目に担任教員が行った。内容には、生活の中で自分の気持ちが「もやもやしたきもち」だったり「すっきりしたきもち」だったり揺れ動くこと、元気がなくなったときの「かいけつほうほう」を一人一人探すことや「ちかくのおとなにそうだんすること」、そして友達や近くの人が元気がなかったら、心配している気持ちを伝えて一緒に相談することを勧める等の内容であった。自殺予防を目的とした教材なのだが、「自殺」や「自死」、「死」に直接触れる言葉や画像は含まれていない。また、この日は、実施後に感想やひと言アンケートなど児童が何を受けとめたかを反映する記入用紙は集めていない。

(2) その他の自殺予防対策について

当該校で行われていた、「SOS授業」以外の自殺予防教育に関連する取組には、以下のようなものがあった。①道徳授業で生命や死に関することを取り上げるようにしており、またその際に使用できる教材を用意した。②児童一人一人の自己肯定感が高まるように、学校生活の中で仲間の良いところを見付け、報告し合ったり、紙に書いて貼って掲示するなどの取組を校内で推奨する。

当該校の以上のような取組は、文部科学省が平成26年に発行した「子供に伝えたい自殺予防」に示す「下地づくりの教育」に該当し、より具体性の高い「自殺予防教育」の基盤となる取組と位置付けることができる。

【課題】

(1) 自殺予防教育の強化

当該校では、文部科学省の示す自殺予防教育の取組のうち、「下地づくりの教育」とより具体的な予防教育プログラムである「SOS授業」に取り組んでいた。Aが残した「SOS」メッセージは、この授業を受けたことによって書き残されたものと考えられるし、Aの自殺企図を伝えられた友人の一人は、思いとどまるようAを説得し、Aの自殺企図について自分の保護者に伝えており、SOS授業の中で説明を受けた行動をとってゲートキーパーとしての役割を果たしている。もしこの友人がAのSOSのメッセージを当該校の教職員に伝えることができ、教職員が家族と情報を共有し、医療機関など地域の資源と連携するなどして危機介入が行われていたら、Aの自死を食い止めることができたかもしれない。

しかしながら、「SOS授業」は一つの自殺予防教育であるのに、当該校の実践においては、「自殺」という直接的な言葉は使っていなかった。そのため、児童や保護者に対してこの授業の目標が自殺予防であることが十分伝わっていなかったのではないと思われる。「寝た子を起こす」形になるのを避けるためか、学校では自殺について直接的な話は避ける傾向にある。しかしながら児童生徒の自殺について増加傾向にあることは世間でも注目され、児童生徒の耳にも少なからず入っているはずである。自殺という言葉を使わず、自殺予防教育は成り立たない。文部科学省では、学校における自殺予防教育の目標を、「早期の問題認識（心の健康）」、「援助希求的態度の育成」としている。授業の内容は「自殺の深刻な実態を知る」、「心の危機のサインを理解する」、「心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ」である。文部科学省が平成29年に実施した調査によると、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育プログラムを保護者等との合意形成を図った上で実施した割合は、全体の約1.8%にとどまっており、十分な取組が行われているとは言い難い状況にある。自殺について親も含めてきちんと向き合うべきだと思われる。身近な人を自殺で亡くしたことがある児童生徒に対して十分な配慮を行った上で、実施を推進する必要がある。

また、当該校で実施された「SOS授業」では、自分が助けを求めるときや仲間が助けを必要としているときに、SOSのメッセージを「誰に、どのようにして」伝えればよいか、現実的に児童が利用できる有効な校内・校外の連絡先（学級担任教員、学年主任教員、教育相談担当教員、校長・教頭、学校外の援助資源）を具体的に示していなかった点、加えて、ロールプレイ等も交えて援助要請を実行に移すところまでの指導が行われていなかった点で十分ではなかったと思われる。

(2) 子どものSOSに気づき、介入できる校内体制の強化

文部科学省が平成21年にまとめた「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルには、「自殺予防のための校内体制」整備の留意点が記載されている。これに照らしてみると、当該校の当時の取組として必要であったと思われるのは、下記の点である。①自殺リスクの高い児童の早期発見のための取組、②自殺リスクが高まっている児童に対する危機対応、③自殺が起きた後の事後対応の体制。

①については、いじめアンケートは実施していたが、これに希死念慮を有する、又は自殺企図の既往がある児童を発見できる項目は含まれていなかった。

②については、当該校の校務分掌に自殺危機介入時の対応の担当が明示されておらず、自殺危機介入の校内体制が構築されていたかは不明である。Aは6月下旬から7月中旬にかけて、親や身近な友人に対していじめ被害による精神的苦痛、自死をほのめかす言動や希死念慮の表出が見られ、未遂に終わった自殺の企てまで伝えていたが、自殺リスクの高まっているAに対して当該校が危機対応を行った事実はなかった。これは当該校としては、学級担任教員を始め学校の教職員は誰一人とし

てAの危機的状況を把握していなかったためだが、仮にAの危機的状況が学校に伝わったとしても、一般の教育相談的対応にとどまり、迅速に適切な対応ができなかったかもしれない。校内にしっかりした自殺危機介入の体制を構築し、教職員・児童・保護者で情報共有しておく必要がある。

③については、第6章で改めて述べる。

(3) 教職員研修及び保護者への啓発活動の強化

当該校においては、自殺の危険因子や保護因子、自殺リスクの高まっている児童の心理や行動上の特徴についての理解、実際の危機対応の仕方について、組織的な教職員研修を実施していなかった。前項の自殺危機対応では、このような内容を含む教職員研修を受けた教職員の存在が不可欠である。教職員研修の実施により、教員一人一人がゲートキーパーとして機能できるよう準備しておく必要がある。

また当該事例では、Aの保護者は自死直前のAの言動の変化に気付いていたものの、それを自死の兆候として捉えて自死を防ぐ対応を取るに至らなかった。自死のリスクが高まっている児童の早期発見と危機対応の実施のためには、保護者を対象とした啓発活動も同時に行い、理解と協力を得ておく必要がある。当該校の保護者達には、そのような機会が与えられていなかった。

第6章 自死後の当該校及び市教育委員会の対応と課題

1. 学校における重大事態の判断と初期対応

本項では、本事案発生後、当該校及び教育委員会がどのように初期対応を行ったかについて時系列に従い説明する。

(1) 令和元年7月13日

① 本事案発生後、当日中に消防署から当該校の校長にAが緊急搬送されたとの一報が入った。校長は、教育委員会と教頭に電話で本事案を報告し、Aが搬送された病院へ向かった。

② 病院では、校長は警察から事情聴取を受けた。その後、校長はAの両親からAが死亡したことを聞いた。

その後、病院には教頭、教務主任、Aの学年主任（T4）、T1が到着し、それぞれ警察から事情聴取を受けた。

③ 校長は、病院から市役所の教育長室に移動し、教育長、指導課長に本事案について説明した。

④ 教頭、教務主任、T4、T1は、病院から学校に移動して本事案の情報共有を行った。

教育委員会の学校教育部長は、千葉県教育委員会と市政推進室長に対し、本事案を電話で報告した。

また、教育委員会の教育長が教育委員長に本事案を電話で報告した。

(2) 令和元年7月14日

① 警察から校長に対し、Aと同じ班の児童からトラブル等がなかったか聴き取りを行う必要があるとの説明がされた。

② 校長は、県のスクールカウンセラー・スーパーバイザーに、どのように聴き取りを行えばよいか相談を行いアドバイスを受けた。その上で、校長は教頭とT1に対し、Aと同じ班の児童3人に聴き取りを行うよう指示した。

③ その後、校長は、小学校の全教職員を招集し、本事案を周知した。

④ 当該校と教育委員会で「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に従って対応を始めた。教育委員会は、野田市いじめ防止基本方針に基づいて対応することを決定した。

⑤ 教頭とT1は、Aと同じ班の児童3人に聴き取りを行い、警察に内容を報告した。

⑥ 校長、T1、教育委員会の指導課長がAの両親宅を訪問し、両親と話をする中で、Aの自死の原因やいじめの事実を知りたいという強い思いを確認した。この段階で、校長から教育委員会に口頭でいじめ重大事態の報告がなされた。

(3) 令和元年7月15日

- ① 当該校で、学校いじめ防止対策委員会が開催され、本事案の今後の対応について打合せが行われた。
- ② 当該校に、東葛飾教育事務所主席指導主事、県スクールカウンセラー・スーパーバイザー、教育委員会の学校教育部長及び指導課長が集合し、今後の対応について検討した。
- ③ 校長、学校教育部長、指導課長が遺族宅を訪問し、今後の対応や遺族の考え方を確認した。遺族から、野田市いじめ防止基本方針に基づいて第三者委員会を設置すること、臨時保護者会を開催すること、Aが亡くなったことを6学年児童へ説明することの承諾を得た。
- ④ 校長は、小学校全教職員に対し、Aについて知っていることを記述するようアンケートを実施した。
- ⑤ 校長は、教育委員会に「いじめ重大事態の認知に係る報告書」を提出した。

(4) 令和元年7月16日

- ① 当該校で、学校いじめ防止対策委員会が開催され、本事案の今後の対応について打合せが行われた。
- ② 教育委員会で、第三者委員会設置前に6学年児童の保護者へ調査用紙を配布することを決定した。
- ③ 当該校に、東葛飾教育事務所主席指導主事とスクールカウンセラー・スーパーバイザーが集まった。
- ④ 教頭、指導課長が遺族宅を訪問し、遺族と臨時保護者会の内容、配布物について確認、遺族の承諾を得た。また、保護者会を欠席した家庭については翌日説明し調査用紙を配布することを説明し、承諾を得た。
- ⑤ 臨時保護者会を開催した（6年生■■■■名中■■■■名参加）。教職員のほか、東葛飾教育事務所主席指導主事と県のスクールカウンセラー・スーパーバイザー、教育委員会の指導課長、指導課主幹、指導主事が参加した。臨時保護者会において、校長が本事案の報告と今後の対応について説明した。また、指導課長が調査用紙について説明のうえ、保護者に配布した。その後、質疑応答が行われた。

(5) 令和元年7月17日

- ① 6学年児童を対象に学年集会を実施し、校長からAが亡くなったことや今後の生活について説明した。その後、各担任から心のケアについて話をした。
- ② 1学期中（7月19日まで）、当該校に主幹指導主事や県のスクールカウンセラーを派遣したほか、17日には県のスクールカウンセラー・スーパーバイザーや市のスクールサポートカウンセラーを派遣した。
- ③ 教育委員会は、市内小中学校臨時校長会議を開催し、本事案について説明した。

(6) 令和元年7月19日

- ① 教育委員会は、千葉県教育庁東葛飾教育事務所に文書でいじめ重大事態発生を報告した。
- ② 夏季休業中に実施される6年生の個人面談で、心のケアの窓口を紹介するため、主幹指導主事が市の教育相談の案内パンフレットを当該校に届けた。

(7) 令和元年7月23日

教育委員会が、野田市いじめ防止基本方針に従い、教育委員会の附属機関として第三者委員会を設置することとし、候補者を決めた。

(8) 令和元年7月24日

- ① 教育委員会の指導課長と指導課主幹が遺族宅を訪問し、遺族に第三者委員会の候補者について説明し、確認を依頼した。その後、遺族より指導課長に対し、委員の承諾がなされたため、教育委員会は第三者委員会委員を決定した。
- ② 教育委員会は、定例会議で本事案と第三者委員会委員について説明した。

(9) 令和元年7月30日

第1回第三者委員会が開催された。

以上が当該校及び教育委員会の初期対応であるが、次の各点はいずれも迅速に行われており緊急対応として評価でき、野田市いじめ防止基本方針に照らして特段の不備は見当たらない。

- ① Aの自死当日に校長が遺族と対面し、その日のうちに野田市教育委員会の教育長・指導課長に自死を報告していること
- ② 自死翌日に校長及び教育委員会指導主事が遺族からいじめの疑いについて説明を受け、その場で校長が教育委員会にいじめ重大事態の口頭報告を行い、さらに翌7月15日に校長が教育委員会にいじめ重大事態報告書を提出していること
- ③ 市教育委員会も7月19日には県教育委員会に報告していること
- ④ 第三者委員会を自死当月に設置・開催し、委員選任など遺族と面談を重ね、意向を確認しながら進めていること
- ⑤ 自死翌日（休日）の7月14日にAの周囲の席にいた児童から教員が聴き取りを行っていること
- ⑥ 1学期中（7月19日まで）、スクールカウンセラーが毎日派遣されていること
- ⑦ 1学期終了から夏休み前半の期間に教員が6学年児童全員に個別面談を行い、聴き取りや心のケア窓口の紹介を行っていること
- ⑧ 7月16日に臨時保護者会を開催していること

2. 重大事態の背景調査の実施

(1) 基本調査の実施

前項で述べたとおり、令和元年7月13日に本事案が発生し、同日、当該校はその旨の連絡を受けた。そして、校長は、同年7月15日、当該校の全教職員を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を教育委員会に報告した。また、教育委員会は、同年7月30日に第三者委員会が設置される前には、当該校の6学年児童及び保護者を対象としたアンケート調査を実施した。

基本調査は、事案発生後、速やかに着手すべきものであるところ、当該校は、本事案を認知した後、速やかに教育委員会に報告した上で、夏季休業期間が迫っていることに照らして、その前に基本調査に着手すべきとの判断の下、上記のとおり対応している。基本調査を実施するまでのこれらの経緯について、不適切な点は見受けられない。

(2) 詳細調査の実施

本事案では、令和元年7月23日、本事案に対する詳細調査を実施するために第三者委員会を設置すること及びその候補者が決まり、7月30日に大学教授、医師、弁護士、臨床心理士等の専門家を構成員とする第三者委員会が設置された。そして、同日、第1回いじめ問題対策委員会が開催され、本事案の詳細調査が進められた。

詳細調査は、基本調査などを踏まえ必要な場合、外部専門家を加えた調査組織において行われた詳細な調査であるところ、本事案では事案の重大性に照らして詳細調査の開始及びその実施が迅速に判断されている。詳細調査を実施するまでの経緯について、不適切な点は見受けられない。

(3) 遺族との関わりについて

① 事案発生後の対応について

本事案では、令和元年7月14日、校長らが遺族宅を訪問し、遺族より、Aの自死の原因及び事実を知りたいという強い思いを確認した上、同月15日には、校長らが再び遺族宅を訪問し、第三者委員会を設置して調査することを説明し、Aが亡くなったことを6学年児童へ説明することの承諾を得るなどしている。また、同月16日には、同月17日に6学年児童を対象とした学年集会を実施することやその際の内容や配布物等について遺族に確認し、承諾を得ている。さらに、同月24日、第三者委員会の委員候補者を説明して遺族の了解を得ている。

遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要があるところ、事案発生後の上記対応に不適切な点は見受けられない。

② 調査開始後の対応について

本事案で、第三者委員会は、令和元年7月30日に調査を開始し、令和2年2月

4日に遺族への聴き取り調査を実施している。その後、第三者委員会は調査を重ねた上で、令和2年12月17日、その時点での調査結果及びその後の予定等について遺族へ説明した。その際、第三者委員会は遺族から意見の聴き取りを実施し、また、その後も遺族は、事務局を通じて第三者委員会の説明に対する意見を述べるなどしていた。

そして、令和3年2月8日、第三者委員会は調査報告書を答申したが、遺族は、令和3年3月31日付所見書を提出し、調査報告書に対し、必要な調査が尽くされておらず、再調査を求める等の意見を述べた。また、遺族は、所見書において、第三者委員会が遺族から聴き取りを行ったのは1回だけで、ごく短時間であったなどの意見を述べている。

この点、背景調査の目標の1つである事実や自死に至る過程をできる限り明らかにするという観点から、亡くなった児童を最も身近に知っている遺族の協力が背景調査の実施に不可欠であるのみならず、遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聞き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行うべき必要がある（子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）5ページ）。

しかし、本事案で実施された1回の面談についても、本事案の客観的資料であるSOSノートについて触れることがなく、それについて遺族の意見を聞くこともしていない。その他、第三者委員会から聞きたいことを質問することに多くの時間が割かれ、遺族の要望や気持ちを確認する姿勢が乏しいものであり、それらは遺族の不満を招き、令和3年3月31日付所見書の提出、それを踏まえた再調査の実施につながっている。所見書で言及されていたSOSノートや5年次の出来事について、本再調査報告書で言及したとおり、自死に至る過程に影響があった、あるいは背景事情の1つと考え得るものであった。遺族の要望を全てそのまま受け入れるべきものでも、報告内容が遺族の意向に沿わなければならないものではないことは言うまでもないとしても、遺族の要望・意見は、事案に関連するものについてはその内容を十分聴き取るべきである。そして、調査に当たってそれらが叶わない場合には、必要かつ相当な範囲でその事情などを説明すべきである。第三者委員会においては、それらの姿勢が不十分な面があったことが否定できない。

(4) 児童及び教員のケア

当该校は、令和元年7月17日、6学年児童を対象に学年集会を実施し、校長は、Aが亡くなったこと等について説明をした。そして、7月17日から19日にかけて、児童の心のケアに備えて、当该校にはスクールカウンセラー及びスクールカウンセラー・スーパーバイザーらが派遣された。関係者の心のケアという観点からは、当该校のスクールカウンセラーのみならず、精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要であるとされており（前記指針5ページ）、その趣旨は遺族の心のケアのみならず、児童の心のケアにも妥当すると考えら

れ、当該校の対応はこれに沿ったものと考えられる。

また、当該校では、夏季休業期間中に実施される6年生の個人面談で、心のケアの窓口の紹介として、市の相談案内のパンフレットが学校に届けられるなど、児童のケアのために一定の対応がなされていた。

一方で、学校としては、心のケアの専門家などの助言を得ながら、配慮の必要な児童をリストアップし、教職員及び調査に当たる関係者で共有する必要がある（前記指針4ページ）。リストアップされた児童らについては、特に注意を要し、気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡など、家庭とも協力して支援することが求められる。その上で、学校に派遣されるスクールカウンセラーにつなぐのみならず、必要に応じて医療機関への受診につなげるなど、学校内外の専門家と連携して特に注意深くケアすることが求められていると言うべきである（「心のケア」について、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」7ページ以下）。

本事案で当該校では、特に配慮を必要とすると思われた児童について教員は口頭で情報共有し、当該児童の夏休み中の面談時に市内の教育相談のパンフレットを渡したほか、夏休み後半の令和元年8月26日に電話で当該児童の様子を確認した。2学期が開始して以降も、急に不安定になり泣き出すなどの様子を見せる児童もあり、そのような場合、教員は、児童を保健室で休ませ、養護教諭やスクールカウンセラーらが話を聞くなどの対応をしてきた。また、第三者委員会委員の聴き取りの際にも当該委員らと情報共有を行うなど、児童のケアのために一定の対応をしていたことは認められる。

しかし、本事案では前記手引きが定めるリストは作成されておらず、児童の心のケアのために学校全体として組織的に対応してきた様子は見受けられない。教職員らは、児童らを何とか日常に戻そうと腐心していた一方で、学校として、残された児童らがAの死とどのように向き合うようにするか検討し、対応してきた様子は見受けられない。

また、児童らを懸命に支えようとしていた教職員も、その頃のことはあまり記憶がないなどという者もあるなど、極限状態であった。それに対して、教職員同士できる限り声掛けをするなど、一丸となって乗り越えようという気を配っていたことはあるが、学校組織として、教職員をどのように支えていこうと検討し、方針を持って対応してきた様子は見受けられない。

このように、児童のケアやそれを支援する教職員のケアについて、不十分な面があった。

(5) 詳細調査の結果

第三者委員会は、本事案について調査報告書をまとめ、同書を令和3年2月8日に教育委員会に対し答申した。同書で第三者委員会はDのAに対する5つのいじめ行為を認定したが、自主学習ノートのSOSメッセージを作成時期不明などとして積極評

価せず、結論としていじめが自死の主原因とは判断しなかった。また、5年次にAが受けた加害行為について検討をしなかった。

これらが再調査委員会の結論や判断過程と異なることは第4章で述べたとおりである。

(6) 調査結果の報告・公表

第三者委員会による調査結果の報告・公表に関する事実は次のとおりである。

- ① 報告書案を令和2年12月17日に遺族に説明し、同日に報告書を公表することの同意を得た。令和3年2月5日にも再度報告書案の説明をし、公表が概要版になることを伝え同意を得た。
- ② 令和2年12月28日に遺族に所見書を提出できることを伝え、遺族から所見書を提出する意向が示され、所見書が令和3年3月31日に提出された。
- ③ Dの保護者に令和3年1月30日に事前説明を行い（Dは同席せず）、当該事実を遺族に対し、令和3年2月1日に説明した。
- ④ 第三者委員会から教育委員会に対して令和3年2月8日に調査報告書のとおり答申がなされ、同書の概要版を公表し、記者会見も行った。
- ⑤ 令和3年2月10日に野田市校長会で概要版の報告を行い、当該校の教職員間で情報共有を行った。教育委員会において、アドバイザーの弁護士に確認した上で、本事案当時の6学年児童その他児童生徒に対しては説明をしないこととした。

このうち、④に関し、教育委員会なり学校なりが、直接にDに対し指導することを検討せず、保護者に伝えるにとどめたことは問題であると考ええる。国ガイドライン14ページにおいても、「調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。」との記載があり、指導の主体は学校なり学校の設置者であり、保護者に委ねるのでは不十分である。

ただし、Dの保護者への説明後に、教育委員会が電話や学校訪問を通じてDの様子に変化がないか確認していたとの事実が認められるところ、保護者からDに報告・指導がなされることを見越して注視した点は評価できる。

3. 調査結果を踏まえた対応

(1) 加害者への個別対応

本章第2項(6)④で記載したとおりである。なお、調査報告書の答申がなされ、記者会見も開かれた令和3年2月9日から12日までの間、Dが在籍した中学校に市カウンセラーを1名追加配置した。

(2) 再発防止対策

第三者委員会の調査報告書に記載された6点の提言を受けて、野田市は次のような対策を行っている。

- ① 提言1（いじめのSOSを見逃さない、いじめ防止の研修）に関し、大学教授やスクールカウンセラーによる教員向け研修や、弁護士による児童向け研修の開催
- ② 提言2（生徒指導の共通理解の場の設置）に関し、教育委員会と子ども家庭総合支援課ほかとの情報共有や、生徒指導部会の定例開催・いじめアンケートの共有
- ③ 提言3（児童生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成）に関し、教育委員会アドバイザーによる児童向け研修や道徳・特活での心の教育の実施
- ④ 提言4（児童生徒の人間関係を客観的に把握する機会を設ける）に関し、Q-Uテスト（学校不適応等を発見するためのアンケート）に関する研修の実施
- ⑤ 提言5（悩みを相談できる力や相談を聴く力の育成）に関し、市で雇用するカウンセラーの増員、県で雇用するカウンセラーの増員要請、SOSの出し方教育の実施
- ⑥ 提言6（自殺予防の取組）に関し、SOSの出し方教育の内容更新、子どもSOSカードの配布、ポスター掲示、関係機関やカウンセラーとの連携強化
また、当該校は上記に加え、独自に、次のような対策を行っている。
 - ・ 校長によるいじめ対応の職員研修
 - ・ 学校内主任会議や職員会議における生徒指導の共通理解企画、学年会を活用した情報共有
 - ・ いじめを許さない学級の雰囲気作り、子どもの人権出前授業の実施
 - ・ 「 ポスト」の活用、相談窓口の周知
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ アンケートに加えた学校生活アンケートの実施やアンケート前後の個別面談

第7章 再発防止に向けての提言

最後に、本事案のような痛ましい出来事を二度と繰り返さないよう、前章までに述べた調査結果に基づいて、再発防止のための提言を以下に記す。

提言1. 児童生徒のところに寄り添う細やかな観察と支援の提供

学校において教員は、下記(1)から(4)に留意して、児童生徒のところに寄り添って他の教員と協力しながら教育活動を行うよう努力する。

(1) 教員による、いじめ被害・児童生徒の人間関係・心身の不調に対するきめの細かい観察と対応

- ① いじめの認知件数が少ないことに価値を置いて「この学級・学年にはいじめはなさそう」等と表面的な観察にとどまるのではなく、児童生徒同士の力関係まで踏み込んで理解するよう心掛けること。クラスや学年の中で、言いたいことも言えずに一人で我慢し続けている児童生徒がいないよう、きつい言葉を発しがちな児童生徒には、「別の言葉で言い換える」ように働き掛けること。
- ② いじめアンケートや「心とからだのアンケート」などで、いじめや心身の不調がないか尋ねた質問すべてに「いいえ」と答える児童生徒には、たとえよい表情をしていたとしても、本当に困っていることがないか、生活の様子や、アンケートや面接以外で表現しているものがないか留意する。例えば、教科のノートやテスト用紙、連絡ノートや描画などの作品に、SOSに代わる合図が見つかることもある。
- ③ いじめアンケート等で、いじめがあるとか、いじめを見聞きしたことがあると答えた児童生徒には、可及的速やかに聴き取りや声掛けを行う。教員がすぐに反応することが、いじめの早期解決や重大事態の回避につながるほか、児童生徒の信頼感や安全感を確保することにもなる。

(2) 問題を一人で抱えず、他の教職員と情報共有する

学級担任教員は学級内で起こったいじめについて発見する責任があるが、学級担任教員だけでは、見逃しの危険性もある。複数名の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、日頃から児童生徒同士の人間関係について把握することで、いじめやトラブルの早期発見につなげる。

学級担任教員は、授業中ぼんやりしている、忘れ物が急に増える、食事をこぼす、怒りっぽくなるなど、児童生徒の様子がこれまでと異なることに気付いた場合、一人で抱えず複数の教職員と情報共有することが大切である。うつ状態の症状である場合も考えられ、人間関係や家庭環境に変化がある場合もあり、細やかな気付きを見逃さないようにする。

- (3) 訴えにくい児童生徒の悩みをキャッチできる関係づくりとオンラインによる代替手段の提供

学級担任教員は自分から教員に悩みを訴えられない児童生徒がいることを十分認識し、そのような児童生徒でも安心して自分の悩みを伝えられるような学級内の雰囲気や、教員・児童生徒関係の構築に努力する必要がある。それと同時に、保護者との間にも、児童生徒についての心配や悩み事を気軽に相談できるよう信頼関係の構築に努力する必要がある。また教育委員会は、児童生徒がいじめ被害を教員に伝えるのが困難な場合に、オンラインで直接教育委員会等に伝える方法を児童生徒に提供する。

- (4) 保護者が相談しやすい関係と体制づくり

遠慮があったり、多忙などのため、学級担任教員や学校に相談しにくい保護者もいる。このことを踏まえて学級担任教員と学校は、保護者が必要なときに遠慮なく速やかに相談できるよう信頼関係を構築し、連絡を取りやすいように校内の相談体制を整える。

提言1は、以下の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第5章「2. 当該学級の学級運営について」の「(1) 担任教員のいじめ認識」の【課題】、同「(3) 被害児童が学級担任教員に援助要請をしなかったこと」の【課題】、同「(4) 保護者や他の児童が教員に援助要請しなかったこと」の【課題】、同「(6) 班の運営について」の【課題】「② 班内の児童同士の関係の急速な悪化を学級担任が気付かなかったことの問題」、第5章「4 当該校の自殺予防対策」の【課題】、「(2) 子どものSOSに気づき、介入できる校内体制の強化」、同【課題】「(3) 教職員研修ならびに保護者への啓発活動の強化」

提言2. いじめに関する教職員の教育実践力の向上

教育委員会と学校は、各学校の実情に応じて、全教職員を対象とした、以下の内容を含むいじめに関する研修を計画・実施する。

- (1) 「いじめ」の定義、具体的ないじめの態様についての理解の徹底

いじめ防止対策推進法に規定されているいじめの定義や、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査項目となっている具体的ないじめ行為を踏まえ、日常的にありがちな多様な行為が、仲間に心身の苦痛を与える得ることを認識させる。特に、面白半分の悪ふざけや、他の児童生徒への学習上の助言も、言い方や内容によってはいじめになる可能性があることに留意させる。

- (2) 学校内での児童生徒の行動観察のポイント・発見後の児童生徒への指導・校内連

携・保護者対応の仕方

授業中、休み時間、給食、清掃など当番活動、クラブ活動等、学校生活の様々な場面で児童生徒の行動を観察することを推奨し、いじめをしたり、されたりする児童生徒の言動・態度の特徴を理解させ、いじめの加害・被害が疑われる児童生徒への言葉掛け、いじめ被害の訴えがあった場合の児童生徒への聴き取りと対応、管理職への報告、他教員との連携の仕方、保護者対応の仕方等について、各学校の実情に応じた内容を提供する。

(3) いじめ加害・被害経験の児童生徒への悪影響について科学的根拠に裏付けられた知見の獲得

いじめ加害・被害経験については既に内外で多くの実証的研究が行われている。いじめは加害者にとっても被害者にとっても有害な行為であること、自殺、抑うつ、不安障害など被害者の心に短期的・長期的に悪影響を及ぼすこと、加害者が攻撃行動を常習化すると反社会性の形成につながることで、加害も被害も経験した児童生徒が最も不適応的であること等、心理学や精神医学の裏付けのある知見を教職員に正しく伝える。

(4) 児童生徒の学校適応に有効な心理教育の内容

児童生徒間の関わり方やいじめの問題については道徳等の授業でも扱われるが、これに加えて、友達づくりや仲間との付き合い方として、従来より学校教育に取り入れられてきたソーシャルスキル教育や、いじめ防止対策として一定の成果を上げてきた、怒りコントロール、アサーション、リラクセーション、社会的問題解決、ストレス・マネジメント等の心理教育の内容を、心理学の専門家を招いて学ぶ。

提言2は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第5章「2. 当該学級の学級運営について」の「(1) 担任教員のいじめ認識」の【課題】、同「(5) 児童の異性関係や性的な事柄についての学級での対応について」の【課題】、第5章「3. 当該校のいじめ対策」の【課題】「(3) 教職員を対象としたいじめについての研修機会の欠如」

提言3. いじめ加害・被害等児童生徒のメンタルヘルス情報の統合的管理と有効利用

教育委員会は、各学校において、全ての児童生徒のいじめ加害・被害経験やメンタルヘルス（希死念慮や自殺企図も含む。）に関する情報を組織的・計画的に収集・保管し、学校での教育指導、生徒指導・教育相談活動に役立てられるよう指導するとともに、既に行っている取組を点検し、より有効に機能するよう改善する。具体的には以下の諸点に留意する。

(1) いじめアンケートの内容の再検討

現在市内の全小中学校で実施されているいじめアンケートについて、児童生徒に「いじめ」の意味を説明した上で実施しているか点検する。また、他者のいじめ被害・加害を尋ねる項目が、誰のことを指しているのか、教員が把握できるようになっているか点検する。抑うつ傾向（希死念慮・自殺企図などを含む。）など、自殺の危険因子に該当する項目の追加も検討する。

(2) 相談窓口の周知徹底

児童生徒自身や保護者からの悩みごとについて積極的に情報を収集し、効果的な対応ができるよう、校内の窓口や地域の相談機関の連絡先を学校のホームページ等で公表したり、これらが記載されているカードやリーフレットを児童生徒と保護者に配布する。また、紹介した相談窓口では、どのような専門性を持った人が、どのような対応をするのか等、相談しやすくなるような情報も与える。特に自殺企図等、児童生徒の生命に関わる緊急を要する相談については、地域で対応可能な夜間・休日の精神科救急医療等の窓口を明示し、周知徹底する。

(3) 全てのいじめ事案の記録と保管

校内で発生し、教職員が対応した全てのいじめ事案について、その具体的な態様や指導の経過、最終的な帰結などを一定の様式で記録し、一定の年限保管する。

(4) いじめ加害・被害経験・メンタルヘルス情報の個人記録の作成と活用

上記(1)から(3)によって獲得された全児童生徒のいじめ加害・被害経験やメンタルヘルスに関する記録は、個人ごとに整理した形で保管し、厳重に管理しつつも、教職員が教育指導上の必要に応じて活用できるようにする。特に長期・頻回にいじめ加害・被害のある児童生徒、希死念慮を有する、自殺企図の既往がある等のハイリスク児について、教職員間で情報を共有し、特別な配慮の実施に役立てる。各学校で情報の管理者を決め、情報の更新・閲覧などに関するルールを定める。また、この記録は、学校のDX化の実現に合わせて他の校内文書同様デジタル化するとともに、情報管理や操作の専門人材を配置するよう努める。

提言3は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第5章「1. 当該校の指導体制」の【課題】、第5章「3. 当該校のいじめ対策」の【課題】「(1) 改善すべき点のあるいじめアンケート」

提言4. 児童生徒に対する効果的ないじめ防止教育の組織的・計画的な実施

小中学校は、児童生徒の発達水準や学校の実情に合わせて、以下の内容を含むいじめ防止教育を組織的・計画的に実施する。全員を対象とした予防目的のユニバーサルな内容と、頻回・長期のいじめ加害・被害経験者を対象とするセレクトティブな内容を用意す

ることが望ましい。教育委員会は、小中学校がこれらのいじめ防止教育を実践するために必要な支援を行う。

(1) 全児童生徒対象のいじめ予防教育の内容

- ① いじめは法律（いじめ防止対策推進法）で禁じられた人権侵害行為であること
- ② いじめの定義やいじめに該当する具体的な行為
- ③ いじめはどの学校・学級でも、誰にでも起きやすいこと
- ④ いじめが起きた際の適切な対処法（やっている人にやめるよう伝える、仲間や教員・保護者などに伝える、みんなで協力して止めるよう働き掛ける等、傍観者にならないようにできることをする。）
- ⑤ いじめ加害・被害が児童生徒の現在及び将来の心理社会的適応・人格形成に有害であること（自殺や不登校などの重大事態を招くこともあること等）
- ⑥ 友達との人間関係づくりや付き合い方（ソーシャル・スキル・トレーニング等）、他児との適切なコミュニケーションの取り方（アサーション・トレーニング等）、感情の伝え方（怒り感情のマネジメント等）、他者との葛藤の適切な解決法（社会的問題解決）、リラクセーション法等、有効性が確かめられている心理教育の実施

(2) 頻回・長期のいじめ加害・被害経験者を対象とした処遇

① いじめ加害を繰り返す児童生徒への処遇

教員の加配等によって、当該児童生徒のいじめ加害を止める。いじめ加害の児童生徒の存在は認めるが、いじめ行為を否定し指導する。それでも効果が上がらない場合、校長による出席停止と外部機関（教育相談機関、法務少年支援センター、医療機関、大学等）との連携により、当該児童生徒に対して、綿密なアセスメントと継続的な心理学的・医学的ケアや指導を提供する。一連の処遇の実施において、保護者に対する丁寧な説明と同意の獲得に努める。

② 頻回・長期にわたるいじめ被害児童生徒への処遇

担任・教育相談担当教員・養護教諭・スクールカウンセラー等による援助チームを作り、被害を受けている児童生徒を全面的に支援し、校内での更なるいじめ被害を抑止するとともに、いじめ被害に遭ったときの効果的な対処を教え、いじめ被害による心の傷をケアするために、スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを提供し、必要に応じて教育相談機関・医療機関を紹介する。一連の処遇の実施において、保護者に対する丁寧な説明と同意の獲得に努める。

提言4は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第5章「2. 当該学級の学級運営について」の「(2) 当該学級の児童のいじめ認識」の【課題】、第5章「3. 当該校のいじめ対策」の【課題】「(2) 計画的ないじめ予防教育の欠如」

提言 5. 日常の教育活動に潜むいじめの危険への注意喚起

教育委員会は、協働学習の一般化、コロナ禍の影響、学校現場のDX化等、最近の教育環境の変化に伴い、いじめが日常の教育活動のどのような状況で生じやすいのか改めて調査し、すべての小中学校の教職員と情報共有するとともに、いじめ防止のための注意喚起を行う。特に本事案では、隣り合う席を常時付け合うことの強制がいじめを誘発する一因となっていたこと、仲間同士の教え合いでも場合によってはいじめになる可能性が示唆されたので、これらについて注意喚起をする。

提言 5 は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第 5 章「2. 当該学級の学級運営について」の「(5) 児童の異性関係や性的な事柄についての学級での対応について」の【課題】、同「(6) 班の運営について」の【課題】「① 班で隣り合う児童の机を常に付けさせることの問題」、同「(7) グループ学習時の児童間のコミュニケーションの指導の必要性」の【課題】

提言 6. 学校と地域の関係機関による児童生徒の自殺の包括的な防止体制の構築

自殺予防は専門家であっても困難な問題で、関係機関の協力を得ながら全教職員が組織的に取り組むことが必要である。そのためには、校内研修会などを通じて教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための相談体制を築くことが求められる。自殺予防には、自殺を未然に防ぐための日常の組織活動や自殺予防教育などの「予防活動」、自殺の危険にいち早く気づき対処する「危機介入」、不幸にして自殺が起きてしまったときの「事後対応」の 3 段階がある。この全ての段階について、学校と地域の関係機関による児童生徒の自殺の包括的な防止体制を構築することが必要である。教育委員会は、児童生徒の自殺防止を目的として、小中学校、地域の保健医療機関などからなる連絡協議会を開催するなど、具体的取組を行う必要がある。

提言 6 は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第 5 章「4. 当該校の自殺予防対策」の【課題】「(1) 自殺予防教育の強化」、
「(2) 子どもの SOS に気づき、介入できる校内体制の強化」、「(3) 教職員研修及び保護者への啓発活動の強化」

提言 7. TALK の原則に基づく教職員・保護者の危機介入

教職員や保護者は、児童生徒の普段と違った様子や態度を見逃さず、何らかの違和感を覚えたときは躊躇せず、TALK の原則（T e l l（心配していることを伝える。）、A s k（「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。）、L i s t e n（絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせずに訴えに真剣に耳を傾ける。）、K e e p s a f e（安全を確保する。一人で抱

え込まず、連携して適切な援助を行う。))を参考にして関わる。教職員や保護者は受容的な態度で児童生徒の苦しい気持ちを受け止め傾聴する。子どもたちと信頼関係を築き、子どもの気持ちをきちんと受け止め、見守る必要がある。自殺行動が切迫した場合や、未遂が起こった場合は本人の安全を確保した上で、受容的な態度で接し、本人の苦しい気持ちを受け止めるよう傾聴に努め、医療機関の受療を援助するなど、相談されたときにどのような対応をしたらいいかについて学ぶ機会を作るべきである。相談を受けた人が一人で抱え込むのではなく、できるだけ多くの大人が組織的に対応する。日頃より保護者と教職員でシミュレーションを行うことで、保護者と学校の連携や信頼関係を構築する。

教育委員会は市と連携して、教職員や保護者が適切な危機対応ができるよう、自殺前の児童生徒の心理・言動の特徴についての適切な知識を獲得し、TALKの原則を学ぶ機会を提供する。

提言7は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第5章「2. 当該学級の学級運営について」の【課題】「(3) 被害児童が学級担任教員に援助要請をしなかったこと」、同「4. 当該校の自殺予防対策」の【課題】

「(1) 自殺予防教育の強化」、「(2) 子どものSOSに気づき、介入できる校内体制の強化」、「(3) 教職員研修及び保護者への啓発活動の強化」

提言8 自殺発生後の心理的ケアについての提言

身近な人が自殺した場合、遺された人が激しい感情の揺れや心身の症状に苦しんだり、本格的な精神科の治療が必要になることは稀ではなく、最悪の場合には自殺の連鎖が生じることがある。したがって、学校においては、児童生徒の自殺が起きてしまったとき、周囲に及ぼす影響を可能な限り少なくするために適切な事後対応を行うことが求められる。スクールカウンセラー・スーパーバイザーの派遣を要請するなど外部からの専門職も加えて、以下のような校内支援を継続することを提案する。

自死児童生徒と近い関係にあった児童生徒、以前と様子が異なる児童生徒、いじめ被害を受けている児童生徒、影響を受けそうな児童生徒等は速やかにリストアップした上で情報共有し、当該児童生徒について、適切な事後対応を行うことが必要である。担任等一部の教職員のみが観察や支援をおこなうことがないようにすべきであり、教職員は、児童生徒の支援者として、他のスクールカウンセラーやスクールカウンセラー・スーパーバイザーとも支援会議などを開いて情報を共有し、児童生徒への配慮や支援を継続する。必要なときには、地域の医療機関の専門職などと連携しての支援も行うと良い。もちろん、教職員自身も身近な死の衝撃を受けていることから、スクールカウンセラー等のサポートを受けられる態勢が整えられることが望ましい。

身近な「死」の衝撃から、日常生活に回復していくとき、一人一人、感情の揺れや心身の不調は異なると考え、自殺発生後の支援は、短期間で終わらせるのではなく、年度

未あるいは、1年後までを一区切りとして、必要に応じて支援が届くようにする。

児童生徒にとどまらず、教職員を含む学年・学校全体が、死別の哀しみを抱えながら普段の生活を回復させていくことが肝要である。

提言8は、下記の箇所で指摘した課題を受けたものである。

第6章「2. 重大事態の背景調査の実施」の「(4) 児童及び教員のケア」

まとめにかえて

「いじめ」にも「自殺」にも目をつぶることのない学校づくり

集団生活の中では「いじめ」は起きやすいと捉え、いじめ関係ではないかと気付くことや、その情報を共有し、対応の記録を年度を超えて引き継いでいくことが大切であると、これまで述べてきた。また、「自殺予防」としては、自殺に至る前に気付くためのリスクマネジメントの大切さや、SOSの受けとめ役ができるよう、教職員の研修を行って実践に活かすことを提言した。以上のような校内対応には、児童生徒の困り具合に合わせて感度よく機能する教育相談体制が重要となる。「いじめがあるかもしれない」、「『死にたい』と思っている児童生徒がいるかもしれない」と、校長始め教職員が共通理解し、少しの予兆に気付いたときに担当の先生一人で抱え込まない体制ができていると、どの児童生徒も安心して生活できる学校と言えるのではないか、と考える。そして、学校で気づいた小さな異変と、保護者が家庭内で気付いた子どもの変調を、早めに伝え合うことにより、児童生徒の困り具合に気づきやすくし、学校と家庭双方で支え合うことが何よりも大切である。

